

久留米広域合併協議会

第 1 1 回会議録

於 創世 ピアッツア

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日 (火)

久留米広域合併協議会第11回会議録

平成15年11月12日(火)

13時30分開会

創世 ピアッツア

○出席委員(33名)

久留米市

江 藤 守 國 会長
川 地 東洋男 委員
十 中 大 雅 委員
前 川 博 委員
今 村 信 義 委員
古 賀 喜美子 委員
岩 辺 康 平 委員

城島町

佐 藤 利 幸 委員(副会長)
宮 田 康 敏 委員
中 島 昌 明 委員
今 村 新 委員
中 島 宏 輔 委員
平 田 正 委員
市 川 範 子 委員

田主丸町

馬 田 博 委員(副会長)
長 淵 勇 委員
別 府 好 幸 委員
古 賀 正 邦 委員
清 水 公 子 委員
松 下 幸 嗣 委員
三 浦 俊 明 委員

三潴町

砂 山 惣 吉 委員(副会長)
内 田 満 委員
新 山 正 英 委員
寺 島 廣 記 委員
富 松 章 子 委員
富 松 茂 治 委員

北野町

秋 吉 喜一郎 委員(副会長)
檜 原 政 則 委員
深 町 英 俊 委員
田 中 和 義 委員
谷 口 邦 博 委員
益 永 工三子 委員
澤 水 正 義 委員

○欠席委員(1名)

三潴町

田 中 義 一 委員

久留米広域合併協議会（第11回）次第

開催日時：平成15年11月12日(火)

13時30分～

場 所：創世 ピアッツア

1. 開 会

2. 報告事項

- (1) 報告第16号 第10回協議会以降の協議会活動について
- (2) 報告第17号 新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集結果について

3. 協議事項

- (1) 第15号議案 地方税の取扱いについて
- (2) 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて
- (3) 第22号議案 町名・字名の取扱いについて
- (4) 第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (5) 第24号議案 特別職の身分の取扱いについて
- (6) 第25号議案 条例、規則等の取扱いについて
- (7) 第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて
- (8) 第27号議案 道路事業に関する取扱いについて
- (9) 第28号議案 公共交通に関する取扱いについて
- (10) 第29号議案 土地利用に関する取扱いについて
- (11) 第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱いについて
- (12) 第31号議案 社会教育事業の取扱いについて
- (13) 第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (14) 第33号議案 広報広聴事業の取扱いについて
- (15) 第34号議案 障害者福祉事業の取扱いについて
- (16) 第35号議案 児童福祉事業の取扱いについて
- (17) 第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて

4. そ の 他

5. 閉 会

久留米広域合併協議会（第 1 1 回）

（午後 1 時 3 0 分 開会）

議長（江藤守國君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第 1 1 回会議を開催させていただきます。

本日の会議は、配布いたしております次第のとおり進めさせていただきたいと思ひます。

協定項目につきまして多数の項目の協議並びに提案となっておりますけれども、委員の皆さんのご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではまず、本日の会議の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、久留米市の今村信義委員さん、田主丸町の清水公子委員さんを指名させていただきます。後日会議録が調製できましたら、よろしくお願ひいたします。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。

定員 1 2 名に対しまして先着順により 3 名の傍聴を許可いたしております。

それでは委員の皆さんの出席状況について事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） 本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員 3 4 名中 3 3 名がご出席ございまして、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

議長（江藤守國君） それでは次に、資料の確認をさせていただきます。

資料といたしましては、次第、席次表、第 1 1 回協議会議案等、農業委員会からの合併協定項目に関する意見書の 4 つでございます。お手元でございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なお、本日の協議では、第 9 回及び第 1 0 回協議会の資料が関連いたしますが、お持ちでない場合は事務局にお申し付けいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは報告事項に入ります。

まず、報告第 1 6 号 第 1 0 回協議会以降の協議会活動について、事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） お手元の議案等資料 1 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第16号

第10回協議会以降の協議会活動について

第10回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年11月12日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

続きまして2ページ目、別紙でございますが、説明いたします。

第10回協議会以降の協議会活動につきましては、11月4日に第11回幹事会を開催させていただきました。合併協定項目の第11回提出議案、また本日の開催要領(案)などをご審議いただいたところでございます。

次に、専門部会、分科会活動についてでございますが、事務事業調整につきましては、精力的な部会・分科会開催により、現在部会レベルの調整はほぼ終了しつつあります。これにあわせ、合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っております。

また、システムワーキンググループでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っているところでございます。

第11回協議会に提案する合併協定項目に関する部会を初め延べ5部会、6分科会、11ワーキンググループが開催されたところでございます。

下の方に、10月15日から10月31日までの先ほどのご報告しました部会・分科会、ワーキンググループの開催状況を記載しております。

以上、簡単でございますが、協議会活動の報告とさせていただきます。

議長(江藤守國君) 事務局より第10回協議会以降の協議会活動についてご報告をいたしました。委員の皆様、何かご質問がございますでしょうか。

なお、ご発言に際しましては、市・町名並びに名前をおっしゃっていただいた上でご発言をいただきますよう、お願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(田中和義君) 北野町の田中でございます。

事務局の方にちょっとお尋ねしたいんですが、前回協議会の時に川地委員さんから大変おしかりをいただきました。おしかりの内容は、協議をしたことが行ったり来たりして、

最後時間が決まっているのに間に合わんじゃないか、しっかり説明をして研究をしているのかというような趣旨だったと思います。したがって、ここでいろいろ勉強して、納得がいかんことについてお尋ねをし、理解がいくまでお尋ねをするわけですけれども、それがどうも勘にさわられた向きもあるようでございますので、一応その場で検討しております次の回にといういろいろな項目がですね、しっかり手前どもの行政の担当者も含めて練られたものが次にまた出されておるかどうかと、いやほとんど出されておると思うんですが、1、2のことについてちょっと理解がいかんところがあるものですから、その辺ちょっと事務局さん、何かございましたら。また、具体的な項目につきましては、こちらで羅列してあります項目の当該一覧のところにいきましたときには、お尋ねいたしますけれども、全体としてそういうことがなされておるのか、なされてないのか。あるとすればひょっとして、それはうっかり出したよということがあるのかどうか、お願いします。

議長（江藤守國君） はい、それでは事務局の方からお願いします。

事務局（村上） この協議会でご提案する議題・内容等につきましては、それぞれ1市4町で構成します分科会・部会等々、それから最終的には幹事会で1市4町の職員に熱心なご論議をいただきまして、その中で調整した内容を議案等という形の中で提案させていただいているところであります。その中には、いろんな資料もみんなで検討いたしまして、その中で整理をしまいできていますものでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（田中和義君） それが筋ですし、そうであろうというふうに私どもも理解をしております。ただ、若干具体的なことに入りますとですね、あれ、それどうなっておるの、そういうのが何度か行き戻りしたのだったら、それはありませんでしたというようなこともちょっとありましたので、以下進めていただきまして、その条項、項目がきましたときにまたさらにお尋ねをしたいと思います。ありがとうございました。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、次の報告第17号 新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集結果について、事務局より報告をお願いします。

事務局（荒木） ご報告申し上げます。

資料3ページからでございます。

報告第17号

新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集結果について

新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集結果について、別紙のとおり報告する。

平成15年11月12日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

別紙でございます。4ページになります。

新市建設計画(原案)に対します住民意見の募集につきましては、協議会におきまして協議の結果、10月3日から10月17日の期間にパブリックコメントをさせていただいたところでございますが、その結果、下に掲げておりますように、原案の閲覧者及び意見の件数が集計できましたので、ご報告申し上げます。

原案の閲覧者でございますが、久留米市26人、田主丸町5人、北野町4人、城島町1人、三潴町19人、合わせて55人でございます。

意見提出でございますが、代表で提出されている方もいらっしゃいますので、件数というところで整理させていただいております。久留米市が10件、北野町が2件、城島町1件、三潴町2件、合わせて15件でございます。

この住民意見につきましては現在整理中でございますので、その整理が済み次第、次回の協議会にご提案し、ご協議していただきたいと考えておるところでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいまの報告に対しまして何かご質問などございましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次の協議事項に入らせていただきます。

まず、第15号議案 地方税の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回の協議会におきまして、国民健康保険事業の取扱いや、行

政区を取扱いなどと合わせて協議するため、この2つの協定項目が協議されるまでは継続協議とすることで合意をいただいております。

そこで今日は、前回要求がありました追加資料について資料の説明と、それに対します質疑を受けたいということで考えております。

それでは生活環境部会より追加資料の説明をお願いします。

生活環境部会（別府） 生活環境部会長の別府でございます。

第10回の協議会におきまして、地方税の不納欠損処分について追加資料の説明を行いましたところ、委員さんより、滞納繰越分の調定額を教えてくださいの旨の要望と、もう1点は、国民健康保険税または料の不納欠損処分についても分かれば教えてくださいの旨の要望がございました。そこで、追加資料を説明させていただきたいと思っております。

また、城島町長より、人口30万以上の都市が合併に伴う事業所税の課税について、住民に対してどのような説明をしたか調査をしてほしいという要望がありましたので、これについてもあわせて報告をさせていただきたいと思っております。

まず、追加資料の説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

今回新たに、滞納繰越分調定額を括弧書きで追加しております。

また、前回提示資料は、不納欠損処分の率を久留米市と4町平均で記載しておりましたけれども、今回は4町の滞納繰越分調定額に係ります不納欠損処分の率もあわせて記載をしております。

6ページをお願いいたします。

これは1市4町におきます国民健康保険税または料の滞納繰越分調定額及び不納欠損処分数額でございます。

国民健康保険税または料につきましては、保健福祉部会で調整が行われている内容になりますが、今回、保健福祉部会の方の協力を得まして資料の作成を行っております。表は、地方税の書式と同じように作成しております。上段が不納欠損処分数額、それから中段が滞納繰越分調定額に係る不納欠損処分数額の率で、下段が滞納繰越分調定額となっております。

なお、地方税、それから国民健康保険税（料）ともに、4町分につきましては決算が終わっておりますので、確定した額となっております。

また、久留米市の14年度分につきましては、これはまだ決算が終わっておりませんので、見込み額ということをご了解をお願いしたいと思います。

以上が、今回提出する追加資料でございます。

また、城島町長の方から要望の件でございますが、合併に伴い30万以上になった都市が事業所税の課税について事業所等に対してどのような方法で事前周知を行ったかについて過去15年間程度調査をいたしました。それに該当する市町村はございませんでした。

なお、30万以上の都市と合併したために新たに事業所税が課されることになった市町村の調査を行いましたところ、議決後の合併直前に新たに事業所税が課せられる自治体で、それぞれに広報紙の税特集号の中での周知でございますとか、課税対象と思われる事業所へ事業所税の概要等を送付するというようなことで、事前に対応をされたという回答を得ておるところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（江藤守國君） はい、追加資料の説明は終わりました。

この件に関しまして何かご質問がございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（中島宏輔君） 座ったままで失礼させていただきます。

城島町の中島宏輔でございます。

先だってから「久留米広域合併協議会だより」というのをいただきましたんですが、その中でいろいろこの協議会で出ました案件を記してあるわけでございますが、15号議案 地方税の取扱いについてという説明がなされておりますが、これは非常に表面的なことだけで、本来ならば地方税がどうなるのか、今ちょっと出ておりました事業所税とか、30万以上の都市になったら事業所税というのが支払い、納税義務者としては義務が発生するとか、そういった内容的なものまでひとつこの「合併協議会だより」に掲載をお願いできないかなあというふうに思います。

ちなみに、私どももこの事業所税1つ取りましても、非常に大変重要な問題だととらえ

ておりました、私ども城島町では、明日13日の午前中に行政の方をお願いいたしまして、事業所税を含めた地方税のことについて、企業にお集まりいただきまして、説明会を催すようにしております。

この協議会で話された内容については、私どもは城島町で、町民の皆さんに周知徹底して知っていただいて、そして最終的には久留米との合併に行くような形をとらなければ、我々委員としても立場がないと考えておるわけでございます。それで、私どもの町長さんにも、とにかく必要なことはすべて町民の皆さんにお知らせするという基本的な考えをお願いしているところでございます。それで、この「合併協議会だより」にも、内容的なものまでぜひお願いをしたいと思うわけでございます。

議長（江藤守國君） はい、合併だよりの掲載内容についてのご質問ですが、事務局から回答をお願いします。

事務局（田中） 事務局の田中でございます。

ただいま城島町の中島委員の方より、合併協議会だよりについてご質問というか、ご要望がなされました。

協議会だよりにつきましては、協議会での協議の内容、それから結果、それをタイムリーに住民の皆さんに提供するというのを第一義的に考えているわけで、協議会終了後できるだけ早く住民の皆様のお手元に届くように編集・発行をし、1市4町の全世帯に配布をいたしております。

編集に際しましては、できるだけ協議会の内容を伝えるように工夫しておりますけれども、一方で紙面が限られているという関係から、すべての内容等がお伝えできない、そういう現状もあるわけでございます。

事業所税等につきましても、これまで協議会の中で協議がなされてきたわけですが、個々にそれぞれ団体等から事務局等へ資料の請求等があった場合にはこたえてきたというようなことでございますけれども、今後、いろいろと協議事項が増えてまいりますので、お伝えしなければならない内容も増えると思われれます。今後、委員の皆様を初め、この合併協議会に対するいろんなご意見等も踏まえまして紙面反映を図るように、さらなる情報の提供、充実に努めさせていただきたいと、かように考えているところで

ざいます。

なお、やはりそう言っても、協議会だよりだけでは十分な情報提供ができない部分もございまして、この協議会では協議会での配布されました詳細な資料、それから会議録、そういうものも含めまして協議会で開設しております協議会のホームページにすべて掲載をし、協議内容の情報提供に努めておるところでございます。

今後、そういうことも含めまして、さらなる情報提供に努めていきたいと考えております。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

この件について、ちょっと資料が少しこれじゃ不十分かなという気がしておりますので、発言します。

この問題が出てきたのは、今我が町でも行っております税金の還付金ですね、報奨金の問題とか税金前納のことから、この面に入ってきたんだったかなと思っております。

この資料では税の徴収率なんかははっきり分からないような気がしております。この地方税の徴収率、それから久留米さんにおいては健康保険料ですので、その辺を含めての報奨金をやめるとかやめないとか、前納の報奨金の割引をやめるとかやめないとかという話から、この辺に移ってきたと思うわけで、この辺の資料としては不十分だと思うわけです。もうちょっとそういうのが分かるような資料が欲しいと思います。

例えばで申しますと、私の町は報奨金を出しております。久留米市さんは出していない。自ずと地方税の徴収率が違うと思われまして。その辺の資料が出れば、また分析をして、やめるがいいのか、当分続けるのがいいのかですね、その辺の資料にしたいと思っておりますので、徴収率の詳しい資料があれば提出をお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、今、田主丸町の松下委員さんから、報奨金等と徴収率の関係が分かるような資料をというご要請がございました。

これにつきまして皆さん方、資料をこの協議会として次回に提出してもらって説明をと

ということで、よろしゅうございましょうか。（「ご本人に説明すればよかでしょうもん」と呼ぶ者あり）

いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

じゃ、そういうことで次回に説明をいただくということで、これにつきましては先ほど冒頭申し上げましたように、引き続き継続協議ということにさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは次に第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについてを議題といたします。

議案資料は、前回第9回協議会議案等の21ページから25ページでございますが、この件に関しましては前回協議会におきまして調整内容（5）の経済団体への補助及び支援について、各商工会への説明、確認が必要であるとのことから、継続協議となっております。

それでは皆さん方からのご意見をお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（谷口邦博君） 北野町の谷口ですけど、前回言っておりましたけど、今各町での商工会に対する補助金制度の問題、これに対する事務局としてどういうふうに調整するかということが協議されたか、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、それでは事務局の方、お願いします。

都市産業部会（川原） 商工分科会長の川原と申します。

商工会補助金につきまして、その調整内容の見直しご提案がございましたけれども、その内容につきまして検討したかどうかということでございますけれども、これまで出ておりました意見は2つございましたと思います。当分の間現行の基準を維持する。あるいは、合併まで現行基準を維持するという2つの意見があったかと思っております。

ただ、先ほど議長からもございましたように、前回の協議会では、調整内容を見直すということではなくて継続協議をすると、それぞれの調整を図るということでございましたので、商工分科会、それから都市産業部会としては、調整案の見直しの協議というものは行っておりません。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。谷口委員。

委員（谷口邦博君） それで協議をこの場でやっていくということですか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

都市産業部会（川原） はい、具体的な協議というのは非常に難しいかとは思っております。何と言いましようか、その資料を集めて事務的に整理していくものは事務局の問題かと思っております。ただ、ここまで分科会、部会、それから幹事会で詰めてきた内容をご提案しております。そこで、この協議会で見直すということで事務局の方にご提案があれば、改めて検討していくということになるかと思っております。

委員（谷口邦博君） 前回のときにですね、久留米市の補助金の問題とですね、各商工会の補助金の違いですね、これを当分の間継続するというのではなくして、私が言ったのは、地域審議会がある10年間なら10年間、このままの商工会に対する補助金制度を適用してもらいたいということもお願いしたと思うわけです。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

都市産業部会（川原） はい、先ほど申しましたように、10年間継続してというご意見がございました。一方で、前々回だったと思いますけども、合併までは現行のとおりというご意見もございました。2つあっておるところでございます。したがって、我々としては、先ほど申しましたような手順で再協議の要請があれば、改めて考えていきたいというふうに考えております。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（谷口邦博君） 合併までということは、寺島委員さんから出た意見だと思いますけど、今商工会2つなり3つなりの広域連携でやっておりますけど、その合併までということで、この市町村の合併じゃないわけですね。そこら辺を間違いなくお願いしたいと思うわけですよ。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

都市産業部会（川原） はい、おっしゃいますとおり、商工会の合併につきましては、現在特に三潞地域ブロックでは、検討といいましょうか、話し合いが行われているというふうに聞いております。

ただ、その検討につきまして、現在のところその枠組みであるとか、スケジュールがまだはっきりしていないというような状況だというふうに聞いております。

そこで、この前申し上げたことでもございますけれども、10年間現行の基準でということでしたが、事務局としては今後、その合併の問題も含めてでございますけれども、現在の各町の商工会に対する基準といいますのは、国・県の補助金の何%というふうに、国・県の基準によって補助額を決めているところでございまして、今後、国・県の基準が変わっていくということも考えられるところでございます。そのような中で、10年間と区切るというのは、今申し上げましたのは1つの例でございますが、外部の要因の変化に対応できなくなるということもございます。したがって、部会としましては、現在使っております当分の間という表現がベターではないかというふうに考えまして、提案をしているところでございます。

議長（江藤守國君） はい、谷口委員。

委員（谷口邦博君） さっきから言うようにですね、前回も言いましたけど、当分の間ではですね、我々は説明をできないということですよ。

前回言われたのは3年以上と、漠然とした記述ではですね、商工会の中にこういう形で合併しますよと、こういうことで商工会はいきますよという説明ができないと。だから、この3年以上とか当分の間というんじゃなくして、はっきりした数字を、期間をですね、出してもらいたいと。

そのために、久留米市の補助金、それから各町の補助金の調査をやってもらって、審議をしてもらいたいという要望を前回も出しておったわけです。

議長（江藤守國君） これについては前回いろいろ議論がありまして、そして特に久留米市の東久留米商工会、久留米南商工会の補助金が、仕事は皆さんのお話では、4町の商工会と久留米の両商工会の仕事は同じだと。そういう中で両商工会の補助金が非常に低いと。ですから、それについてのお話もございまして、久留米市としてはですね、ちょうど16年度予算編成に当たって、そういう状況を踏まえながら、ちょうど3年に1回の見直しの時期でございますので、それは十分踏まえながら予算編成にも当たるというお話をこの間させていただいているところでございます。

そういう中で、城島町の中島委員さんからもいろいろ商工会自身で協議をして納得づくで、やっぱりこの協議会の中にも反映させていかないといけないということで、前回継続協議ということにさせていただいております。

今、谷口委員さんからのご意見もいろいろございますが、先ほどの中島委員さんからの継続協議のご要請で、まだ1カ月足らずでございますけど、どういう状況かもちょっと私からお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員（中島宏輔君） はい、中島でございます。

第9回の協議会で、三瀨町の寺島会長が、商工会の合併時までは現行の補助金を継続してもらいたいということで要望されておりまして、我々も最低、いわゆる商工会の枠組み、商工会の合併が行われるまでは現行のままの補助金を続けてもらいたいというふうにしております。お願いするように話をしております。

議長（江藤守國君） はい、分かりました。

それからその当分の間という、継続するということの表現についてのご質問もございまして、それについては3年以上であるけれども、いろんな制度とか、そういう基本的な条件が変更するまでの間というふうな説明があったかと思いますが、事務局の方から、そこらあたりもう一度ちょっと発言してもらっていいですか。

当分の間の定義、ただ3年以上というだけの説明じゃなかったと思うんですね。基本的な制度改革とか基本的な条件の変更があるまでというふうな回答だったと思いますが、そこらあたりをもう一度いいですか。

事務局（稲富） はい、合併事務局の稲富でございます。

再度ということでございますので、繰り返しになりますが、合併後3年以上とした場合に当分の間という表現で、統一させていただいているところでございます。

この当面とか当分の間といたしましたのは、協議するに当たりまして、ほかの協議会で使われているこの両方の2つの言葉を参考に使わせていただいているとこまできているといった状況でございます。

それからこの1市4町で協議されました協定項目等の内容、合意内容につきましては、合併後、基本的には新市において行政の継続性という観点から、新たな法とか制度の変更、

また地域の意向などを踏まえまして、変更協議、合意などがなされるまでの間は継続されるものということで、前回ご説明をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、当分の間というのはそういうことでございますので、今言われたその商工会の合併という大きな条件変更があるときまでは、というふうに理解できないこともないんじゃないかと私は思うんですけどですね、どうでしょうか。

はい、谷口委員。

委員（谷口邦博君） それじゃこの資料の中にも、その商工会の合併までとかを明確に入れてもらいたいわけですよ。先ほど事務局に検討されましたかと言いましたけどですね、前回の10回の会議録の中にも、いろんな意見を踏まえて検討させていただきますということをはっきり市長自身が言われているわけですね。その中で、前回のままの資料で、全く事務局としても検討されないままこの出されている資料をどう討議するかということですよ。

議長（江藤守國君） はい、私が申し上げたのは、久留米市の補助金をですね、見直すということは申し上げたつもりでございます。これは予算編成に当たって。両商工会の補助金については、ちょうど見直し時期にきてますからということは申し上げたつもりでございます。

はい、どうぞ。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

今いろいろ意見が出ております。私も賛成でございます。

今、浮羽郡の場合でも、3町の商工会は合併しろという県からの指導もっております。そういう枠組みをつくる上において、そういう新しい久留米市がどういう取り組み方をされるかというのが、また枠組みを変えないかんじろうということは思いますが、その辺の参考になるわけでございます。

国の制度は当然日々変わっていくと思います。商工会はいろんな事業をやっております。独自の事業もやっておりますし、制度上の事業もやっている。また当然、自治体がやらなにかん仕事も委託みたいな形でやってることもありますので、市長さん、前々回ですか、

商工部長もやっておったので、その辺のことも調べて指示をしたいというような発言もなさっておりますので、どういう取り組みというか、今後商工会の取扱いについて、自治体としてどういうふうにやっていきたいというようなことも、もうちょっと分かるようなこの記述の仕方をしてもらわんとですね、各商工会では困ると思うわけです。今一番大事な時期でございますので、その辺をもう一度調整をして、まあ各商工会が納得するような提案をしていただきたい、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、ほかに意見ございませんでしょうか。

今、谷口委員、それから松下委員からご意見が出ております。この経済団体の補助・支援のあり方についてのこの議案の調整内容の議案ではちょっと納得できないということでございます。したがって、この（５）の経済団体の補助・支援につきましては、いろいろご意見を踏まえた上で再度検討させていただくということにして、これについては継続協議ということにさせていただきたいと思っておりますが、ほかの４項目については、制度融資とか利子補給、保証料補給、損失補償、これについては皆さん方いかがでしょうか。全部残していきますとですね、なかなか進みませんので、この商工・観光関係事業の取扱いの中でも合意できるものは合意、承認と、そして継続するものは継続という仕分けにしたいと思っておりますが、そういう取扱いでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで商工・観光関係事業の取扱いの調整内容の中で、（１）から（４）までにつきましては原案のとおり承認ということでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

（５）については継続協議ということにさせていただきます。ありがとうございました。それでは続きまして、第２２号議案 町名・字名の取扱いについてを議題といたします。議案資料は、第１０回協議会議案等の１０ページから１２ページでございます。

この件に関しましても、前回継続協議となっております。

皆さん、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦俊明でございます。

この資料もう何回も出たわけでございますけども、この全体に流れる内容について、この地方自治法260条というのが何を意味してるのか、何をしなきゃいけないのかというところがどうも明確になっていないので、我々の理解も相当差異があるのではないかとという点で、ご質問なり意見を申し上げます。

1つは、12ページを開いていただきますと、この260条というのは、地方公共団体、つまり市町村の中の区域を意味してるわけですね。区域ですから、この中に番地が出てきております、何番地と。これは住居表示だと思っんですね。だから区域というのは番地じゃないはずなんで、ここら辺がどうも住居表示に準拠したものの考えじゃないかというのが1つ。

それから現行がこれ大字になってますけども、各1市4町とも本当に現行が大字で、この260条が決めてあるのか。私は少し調べた範囲では小字まで出ております。したがって、ここで現行どおりということに書いておりますけども、小字をやめて大字にするのであれば、これは区域の変更になるはずでございますが、そこら辺は間違いなく現行が大字かどうか、確認をお願いしたいと。

それから3点目はですね、この260条というのは地方公共団体の内部区域とっておりますが、実は一番大事なのは、合併して例えば田主丸町と久留米市の境をどうするのかと、これは今度新しい組織の区域になるわけですね。任意協議会時代の文章によりますと、例の副都心問題でいろいろご迷惑かけましたけども、田主丸エリアと、法定協では地区という言葉を使っております。これはエリアとは漠然とした表現であって、ここでいう260条については、英語で言えば district といいですかね、区域なんですね、そこら辺をしっかりわきまえておかないと、例えば田主丸エリアという言葉の中には、例えば学校なんかも、いろんな施設も久留米市の人も田主丸のを使っていいよとかですね、あるいは田主丸の人も久留米のものを使っていいよと、そういう、あるいは学校区域の設定、こういうもののその区割り組織まで出てくる問題が、本当のこの260条の趣旨であろうと思っんです。逆に言えば、260条の趣旨がそうでなくても、そこら辺はきちんとやっておかなきゃいけないと。で、それは例えば合併の効果として、いや個別に学校はどうする、図書館はどうするじゃなくて、行政の区域としてもそこら辺は整理しておかないと非常に混

乱を招いていくと、特に縦割り行政では非常に混乱を招いていくという気がするわけなんです。そういう意味で、ここら辺の260条をどういうふうにお考えになってるのか、私は非常に疑問に思います。私はできたら、これもう少し事務局の方とも協議しながら次回に延期させていただけたらどうかというふうに思います。以上でございます。

議長（江藤守國君） それでは今のご質問に回答は必要ですか。次回にかけていいですか。（「次回でも結構です」と呼ぶ者あり）

今、三浦委員から、町名・字名の取扱いにつきましては、まだ調整が必要ということで、次回にということですが、この町名・字名につきましては、各市・町のご意向を尊重するという考えで対応していく必要があると思いますので、田主丸の三浦委員さんの継続のご要請がありますので、そういうことで皆さん、よろしゅうございましょうか。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（新山正英君） 三瀨町の新山でございますけど、今三浦委員の方からご意見が出ておりましたけども、三瀨町としては、この合併後の表示をされておりますこれでいいということで、我々は研究会等でも議論をしまして、この文言でよろしゅうございます。

議長（江藤守國君） はい、これについてはほかの1市3町についてはご了解いただいていると思いますが、田主丸の三浦委員さんの方からのご要請もありますので。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 意味はですね、田主丸がどうかとか、反対とか、そういう意味じゃなくって、その区域というのは番地まで入るのかというところが問題なんですよ。だからこれは事務局がどうお考えになってるのかと、賛成とか反対とかじゃなくてですね。もともと発想がこれは住居表示の視点で見られてるんじゃないかという気がするものですから、住居の表示の問題と、その260条でいう行政内部の区域の問題、これは別なんじゃないかというところが一番の疑問点でございますので、賛成反対という意味じゃございませんから、ご了解をお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） じゃ、それについて今回答要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

それではどうしてもということでございますので、22号議案 町名・字名の取扱いについては継続にさせていただきます。

続きまして、23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回提案をいたしておりました項目でございます。

早速、ご協議をお願いしたいと思います。

議案資料は、第10回協議会議案等の13ページから16ページまででございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（長渕 勇君） 田主丸の長渕でございます。

ただいま一般職員の身分の取扱いについてということで、ご提案がなされました。資料によりますと、1市4町職員はすべて引き継ぐというご提案でございますけれども、1市4町で職員が2,370名おられます。そうしますと、私たち議会の議員は95名が編入でご存じのように半分に減るわけでございますし、どうしても2,370名職員がおらなければ市の運営が、その市の行政のサービス向上ができないものが、そのあたりをひとつお願いをいたしたいと思えます。

議長（江藤守國君） はい、今のご質問の趣旨はわかりますか。

じゃ、回答をお願いします。

人事調整会議（萩原） 人事調整会議の久留米市の萩原でございます。

ただいまのご質問ですが、2,370名という数字は15年の4月1日、今年の4月1日現在のそれぞれの合計数でございます。先の財政計画の中でも議論があったろうと思えますけれども、17年以降ですね、26年までにかけて現在の枠組みで210名ほど減をするというようなことで、財政計画を立てているところでございますので、そういうことでご了解をお願いしたいというふうに思います。

議長（江藤守國君） はい、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） この件についても私もう少し具体的な案でないと、我々協議会と

してはちょっと問題じゃないかと思っております。

1つはですね、やっぱりこれ合併調整で、いわゆる現行の制度のでこぼこ調整にとどまっているわけなんです。私は一番まず職員の人がお考えになるのは、今例えば自分は田主丸町の役場に労働契約を結んで就職していると。この合併なんていう前提はなかったと。したがって、場合によっては、この際辞めたいとかいうのが出てくるかもわかりません。

さらにですね、私は先ほど二百数十名の合理化じゃだめで、やっぱり2、3割は10年後は減らさなきゃいけないと。そうしますと、そこに定員があるわけです。定員と財政的定員が差が出てきますので、その差をどう減らしていくかとか、そういう視点から、この制度を考える、一方では考えないと、現行の制度のでこぼこ調整だけでは、本当の動的といいますか、動くその身分制度、人事制度にはならないんじゃないかという点が1つ気になります。

それから2点目はですね、現行の制度で若干アンバランスがあると書いておられますが、ここは徹底的にやらないと、例えば4町が一番上が恐らく課長さんだと思います。で、久留米市は部長さんまでおられる、例えばですね。で、同じ高校を卒業して、平均的に何年たてば課長になれる、係長になれる、部長になれるというときにですね、ただ横並びで課長だから課長ということだけでは、本当の合併調整にはならないと。やっぱりそういう実績を標準、昇格年数だとか、滞留年数だとか、そういうものを踏まえた合併調整ができないか。そういう仕組みはですね、やっぱりこの協議会でやらなきゃいけないんじゃないかと。

私は要員問題も、定員問題も細かいことでやりますと、このポストをなくすとすると、これは人事問題に絡んできますので、そこまで出す必要はないけども、やっぱり今度補助金も減るし、いろんなことも大変な時代になっていくわけですから、何割ぐらい減らすぞというのを設定してやっていかなきゃいけないと。

前回申し上げましたように、田主丸の場合は現行の人員費が35億を10年後に8億円減らすと、22%減らすというのは、もうパンフレットで全田主丸町民に渡っているわけですね。久留米に行ったら何でこんな減らんのかということもあって、これは議会でも必ずもめると思います。そういう観点から私はもう一度、これは制度の骨子はですね、ぜひこ

の場で議論させていただきたい。

最初からここに、1市4町の長に任せるとするのは、これはですね、何で1市4町の長に任せるといって、我々協議会でできないときに任せるのが筋だと思うんですね。最初から任せる必要はないんじゃないかというふうに思います。

そういった意味で、これはこの点も私先ほどの例の町名問題と同じように、もうちょっと詰めてもらえんかなという気がいたしますので、ぜひ次回でも次々回でもいいですけども、やっていただくと。

これは人事に関する問題ですから、場合によっては非公開の部会とか、我々何人か入ってですね、そういうことで議論しても構わないと思います。合併問題というのは、やっぱり人の数を減らすというのは大きな目標になってるはずですから、それが二百数十名ではとてもまずいというふうに私は考えますので、ぜひこれはご検討をお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、事務局、回答ありますか。

はい、どうぞ。

事務局（榎原） 総務部会の榎原と申します。

まず、職員の数の問題等でご質問がございました。

職員の配置人員、これにつきましては当然必要な事業、業務、これらが固まりまして、それに必要最小限度の職員数の配置、定数が決定されるべきものである、そのように理解をしております。

ですから、合併の具体的な内容等が当協議会等で基本的なことが決められるわけですが、そういったものが固まった後に、さらには組織等につきましても一定、当協議会の方で議論をされるはずでございますので、そのようなものを総合的に勘案した中で、ごく細部にわたりますまで、これは給与問題もそうでございますが、個々具体的に、専門的に調整等を行うと、そのような段取りでしか方法がないというふうに事務局としては理解をしております。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） それは極めて事務的な処理の仕方でございますね、まずは

合併してどのくらいの目標を立てて、それからやっていくという基本線がないとですね、ただ積み上げていきますと、10年後ですからね、もともとその詰めていっても、10年後の姿は出ないはずなんです。だから、そういう目標を決めるのがこの会議のはずなんです。建設計画にしても、基本構想にしても。だから、この段階ではまだ出すべきではなかったと思うんですね。もう今出してるということは、もうこれで進むという前提だと思うんですけども、それだったらもう少しこの提案自身を遅らせて出すとかですね、前回の人件費が出たわけなんです。で、我々はもうそれで走らざるを得ないと思ってるわけですけども、今の話であれば全体をもっと引っ込めて、再度検討し直しますということにしないと、おかしいんじゃないかと思います。

議長（江藤守國君） 今の三浦委員さんのお話は、具体的な格付とかですね、定数とか、そういうものについて1市4町の首長には任せられないと、この協議会でその枠組みをしっかりと論議していくべきだというお話でございますが、この調整内容を見てみますと、細目は1市4町の長が別に協議して定めると、そしてこの議案は、一般職の身分の取扱いでございますから、身分をまずどうするかということなんです。身分は4町の職員、一般職はすべて久留米市の職員に引き継ぐと。そして任免とか給与、その他身分の取扱いについて久留米市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱おうと、そういう基本線をしっかりご確認いただいた上で、細目については1市4町の首長に具体的に調整を協議して決めていくと、そういうことを今お諮りしているわけございまして、先ほど申された2割とか3割とか定員を減しると、これについてはそれは目標設定は当然ですけど、これは組合もあるわけですからね、法定協議会で決めたからということで、それが即実行できるかという問題、大きな問題があると思うんですよ。

ですから、そこらあたりも配慮しながら、問題は身分と給与、要するに公正な均衡ある処遇ができるような取り決めに1市4町で、首長で協議するということございまして、私としてはこの案でご理解いただくのがいいんじゃないかなあと思うんですけどね。

ほかの皆さん方はご御意見ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 三浦でございますけども、今の会長のお話だと、もう協議会とし

ではこれで終わるという感じなんですね。

私は協議会でもうちょっと仕組みとかそういうものを出してですね、出せるものは出して、そして我々もやっぱり認めてると。確かに労働組合あることは分かってます。ただ労働組合に出すというのは原案を作ってるわけですね。だから労働組合を意識することは大事ですけども、我々は原案を今出して、それが労働組合に否定されたら、また検討し直せばいいと思うんです、合併後か合併前か分かりませんが。むしろ、この場でもう少しできないのかということをお願いしたいわけです。

だから細目なんというのは、むしろ市長さんがやるんじゃないで、部長さんぐらいで私はいいいと思うんですよ。この4町の長が出らにゃんということは、方針の決定だと思っんですね。それはやっぱり我々協議会でできないときに、もう何とかしてくれとお願いするのが建前だと思っんですけども、最初からそういう方針を4町の首長にお願いするのは、我々の協議会のメンバーとしては情けないという気もするわけなんです。以上です。

議長（江藤守國君） はい、ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） 北野町の深町です。

今、2の項で、この給与ですね、これは恐らく久留米市が一番高いんだろうとは思っわけですね。北野町、田主丸町、城島町、三瀨町、これについては恐らくそう変わりはないと思っますが、久留米市は特に高いと思っます。この調整ですね、いつ調整するのかわ。それは合併前に調整して、合併した途端、給料は全部同じ久留米市の方に合わせていくのかわ。具体的にちょっと私は調整はしませと云っても、恐らく1回、1年2年では調整はできなと断言するわけですね。その点について何年ぐらいで調整されるのかわ。身分やらについては、そのとおり久留米市なら久留米市になるのかわ。当たり前でございませして、先ほど三浦さんの言っった定員については、ちょっとまだはっきり具体的には出ないと、そう思っっておりますが、この給料ですね、給料問題は恐らく全部が出てくると思っます。同じ久留米市になっただけ、給料はそのままと。何年かかかって、55歳の人か57歳になっった。60歳で定年。給料はそのままだっったということが出てくるような気がしてならなわけですね。この1市4町の長が決めるということでございませますが、これは失礼ですが、17年の

2月5日で終わるわけですね。それまでにしていただければいいわけですが、給与等については、ここでしていただくかと問題が出てくると思います。恐らくこれでいきますと、部長さんクラスは恐らくそのままなられて、ほかの町からこの下にちょっと何か色をつけて据えられると思います。しかし、そういうことではちょっと問題があるわけですね。やっぱりどうしても不満な点は、皆さんが知ってあるように給与問題の不満が出てくると思います。その点について何年ぐらいで調整されるのか、それをお聞きいたします。

議長（江藤守國君） 具体的な調整のスケジュールとかについて答えられる範囲があれば、お願いします。よその市の実態とかを含めてですね。

人事調整会議（萩原） 今現在、まさにおっしゃられたとおり、よその市の実態とかを調査、寄せ合っているところでございます。今回お願いをしているのは、そうした調整をするに当たってのいわゆる基本的な考え方といたしまして、ご提案申し上げておりますような不均衡が生じないように公正に取り扱おうと。それが具体化するに当たって、どういうことになるのかということについては、冒頭申し上げましたように調査をしておりますので、それを踏まえて恐らく個人ごと、給与でいえば個人ごとにいろんな違いが出てくると思いますので、その辺の調整の仕方についても、この後、細目の中で協議をしていくというふうに考えているところでございます。

議長（江藤守國君） それと、その合併前に調整してしまうということじゃないんでしょう。合併後に時間がかかるわけでしょう。そこらあたり。

人事調整会議（萩原） 合併までにどういう調整の仕方をするかというのを決定をいたしまして、その実行が何年ぐらいかかるかというのは、今後また協議をしたいというふうに考えております。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） そういうことになればですね、1市4町の長が別に協議して定めるとするのは、合併前に定められるわけですね。その後ならば、この1市4町というのは、恐らく今の編入の方式でございますので、久留米市長が市長でございます。ほかの方は失礼ですけど、クビということになりますですね。そうなると、分かりませんからですね。

議長（江藤守國君） だからですね、深町委員さん、合併前にですね、どういう調整を

するか取り決めをしてしまうというわけですよ。そして合併後にそれを、その取り組みのとおり調整をしていくということでございます。

合併前に1市4町の首長で、どういう調整をするかを協議して決めると、そしてそのとおり合併後に調整していくということですから、それでご理解いただけると思いますが、ですね。

委員（深町英俊君） 何度でも言いますがね、日本語は難しく、なかなか簡単にいかないんですよ、これが。調整と言っても、何か幾つも調整があるわけですから。私は合併についてはいろいろしてきておる、見てきておりますので、非常にこれが不満でならないということだから、しかし不満じゃけん辞めるということは恐らくなさらないと思います。これは誰でも分かるように、今は一番いい就職ですからね、公務員は。でございますので、私はこの給与について、ある程度はこの中でも示していただきたいわけですね、どうということをするかというぐらいはですね。三浦委員さんのように詳しくは要求いたしません、その時期を、そのぐらいを何年ぐらいでされるのかぐらいは分かります。

議長（江藤守國君） 今よその合併市の事例等、どういう調整の仕方を、どういうスケジュールで、合併後に調整していったかと、特に給与の格差調整というのが確かにあるだろうと思います。それについては調査するというところでございますので、そういうのを踏まえて、また協議をしていただければと思いますが。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

副会長（砂山惣吉君） 給与問題、これは職員として非常に関心があることです。給与改定時期に今入っておりますから、組合あたりとの交渉もやっているわけです。その中にはきちんと出てきております。そういうことで、17年2月4日までの私たちの責務として、これはきちんと片づけていこうということで、組合の方とは交渉に入っているわけです。

そういう中で、やはり急いで基本的な方針は1市4町の話し合いでも結論を出したいと思っております。そうしないと、いろいろ給与問題、人事問題というのは本当に複雑です

から、基本的なことだけは片づける。責任持ってやりたいということで、組合にも同意を求めています。

なお、後のその調整等についても、これはやはり相当複雑な業務になります。前歴等の監査も出てきましようし、やはり3,000名からの職員の調整ということになれば、そう簡単にはいきません。その年数はどのくらいかかるかというのは、一応事務局サイドで検討を願いたいということで、具体的にその格付までいかないにしても、そういうその組織の中で部長が何名、課長が何名、係長は何名、そういう点の大体のデータはぜひ出してもらって、責任を持って職員が安心して頑張れるような体制をつくろうというふうに考えているわけですから、そういう面もぜひご理解いただいて、いい方にですね、これは財政的な問題もあるわけです。

先ほどから商工会の補助金等もあったわけですが、これは何のための合併かというのをやはり念頭に置いておかないと、なかなか話が進まないというようなことになるわけですから、そういう面はやはり基本的な合併というのを頭の芯に置いて今後の対応をしていきたいと考えております。ご理解いただきたいと思えます。

議長（江藤守國君） 今日なかなかご意見があるようでございまして、そのご意見を含めまして、さらに協議をしていく必要があると思えますので、本日は継続協議ということにさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。谷口委員。

委員（谷口邦博君） 次回の回答でいいですけど、15ページの一番下の欄に退職金手当について、久留米市だけが固有の退職条例で支給されているということがあるわけですね。ほかの4町は福岡県の市町村退職金組合に加入されてると。これは次回で結構ですので、どういう形で出されているかと、合併したらどういう形になるかということも1つお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、事務局の方、そういう資料は出せますか。

人事調整会議（萩原） 今の件については、一部事務組合の取扱いという項目がまた別にございまして、その中で協議をしてもらうことになるというふうに思っております。

議長（江藤守國君） ただ、給与に関連しているから。

人事調整会議（萩原） では退職手当に関する資料については次回用意をしておきたい
と思います。

議長（江藤守國君） それでは今の谷口委員の資料要請につきましては、次回準備をす
るということでございますので、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あ
り）

それではこの一般職の職員の身分の取扱いについては、継続協議とさせていただきます。
続きまして、第24号議案 特別職の身分の取扱いについてを議題とさせていただきます。

この件に関しましても、前回提案の項目でございます。

議案資料は、第10回議案等の17ページから19ページでございます。

何かご意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見等ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それではないようでございますので、第24号議案 特別職の身分の取扱いについては、
原案のとおり承認してよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第25号議案 条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましても、前回提案の項目でございます。

議案資料は、第10回協議会議案等の20ページから22ページでございます。

何かご意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（新山正英君） 三潴の新山でございますけれども、この条例、規則等の取扱い項
目でございますけれども、本来は各種事務事業の内容が分かって初めてこの条例、規則等
が出てくることではないかと、そんなふうに使わせてもらっていますので、まず現在の条
例を久留米市の条例の中で認めさせるということは、事務事業が分からなければどうしよ

うもないわけですので、本来的に言えば、事務事業がどういう事業をやるのか、そういうことによって初めて条例の取扱いが議論できるんじゃないかと私は思いますけども、そこらあたりはどうでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、今の質問、事務局から回答がありましたらお願いします。

総務部会（檜原） お答えいたします。条例、規則の取扱いは、いわゆる編入という法律上の合併の形式で、久留米市の条例、規則が制度上そのまま存続することになります。で、表現としてはですね、ここに提案を申し上げているような内容に必然的になるわけですが、実質的には事務事業の調整内容に基づきまして、いわゆる対等の形で事務事業の調整が行われておりますので、その調整内容に基づいた形での条例、規則等に必要な部分すべてを変更する、そのような形態になるものでございます。

議長（江藤守國君） はい、新山委員。

委員（新山正英君） 三潴の新山でございますけれども、もちろんそのとおりですよ、編入合併ですから、久留米市の条例のみが生き残るわけですがけれども、前回もちょっとご質問させていただきましてけれども、今日ちょっと我々がここに出て来る前に合併研究会というのをやってますけども、その中でもご意見が各委員から出ておったわけですがけれども、やはり我々三潴町が持ってる数多いその条例の中でも、非常にいい条例もたくさん残っております。しかしながら、事務事業を事務レベルの中でどういう事業を残すのか、どういう三潴町が持っている事業を継続するのか、新市の中で、そこらあたりが分からなければ、本来その我々が持ってる現在の条例というのをどこまでその取捨できるかというのが分からないわけですね。だから、そういう部分をももちろん編入ですから、我々の条例を残すという部分は、それはもう皆無に等しい部分があるかも分かりませんが、言葉に出てるように、編入対等合併という言葉が出てきておるわけです、ここに。だから私はあえて申し上げてるのは、そこらあたりをぜひ今後、事務局のレベルの中でわかるような形が出れば提案をしていただきたい、そんなふうに思うわけでございます。以上です。

議長（江藤守國君） はい、新山委員さんがおっしゃっているのは、このただし書き以降で、調整内容のうち必要な場合は関係する条例、規則の制定・改正、ですから単なる久留米だけの久留米の条例、規則だけを残すということじゃなくて、それは一応基本に置き

ながらも、調整内容、事務事業の調整内容に応じて全面改定もあれば、新たに制定するものもあれば、改正するということがございますから、そういうことではいかがかと思えますけどね。ここで十分対応できるんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（田中和義君） 北野の田中でございます。

総務部会の方、どなただったですかね、おっしゃることを聞いておいたら、私は、私だけかもしれませんが、これは編入合併だから久留米市の条例が絶対だ、文句言うなというふうに聞こえるんですよ。そうしたら、会長さんは、いやその一番下から2番目のところの下から一番最後のくだりの部分で十分対応できるからいいじゃないかと、こういう説明でした。

しかし、新山さんがおっしゃるように私はね、これは地域審議会とともに、この規則、細則、その他もろもろのその付表・属表を含めて、大変私は関心があるところであります。したがって、まあこれが法に定めてある編入合併だからというのは、もうみんな分かって承知をしてここに参加をして、委員会でいろいろすり合わせをやっておるわけですからですね、そうおっしゃらずに、何かね、もう少しこの辺のところをね、どう見てもね、あなたの今の答えとこの文言と、会長さんは助け船をちょっと出さなかったけどですね、私はこれ切り捨てにというような感じがするんです。さっき私が冒頭にお尋ねしたようなことも含めて。その1つは、谷口さんがさっき言われましたけどね。

その辺どうでしょうか、会長さん。これ文章を読めば分かるんだけど、どうでしょうかね、もう少し何かこう、三潴町さんも心配しておられる、私も大変その辺懸念をしておる部分がありますので。

議長（江藤守國君） 確かに田中委員さんのおっしゃることも十分分かりますが、要は中身だと思うんですよ。中身の事業、事務事業の内容、調整内容をどう条例、規則に盛り込むかと。4町のそういういろんな要請を。

前回申し上げましたように、分科会、それから部会、幹事会で十分議論していただいて、

そしてそれをまたこの条例、規則に盛り込むと。大きな項目はこの協議会で当然議論していただいて、それを今逐次決定していているわけですから、それをこの条例、規則等に盛り込んでいくと。そういう中で各市・町のこれだけはどうしても、各町のどうしてもという独自性のあるものについては、議論をする場は十分あるわけですから、そういう中で幹事会なり、場合によっては首長会議でも協議してですね、それを盛り込んでいくという、問題は中身だと思うんですけどね。

だからスタイルとしては、表現としては、こういうただし書きの中でそういうことをしっかりやっていくということだろうと、私は理解しております。

はい、どうぞ。

委員（田中和義君） おっしゃることも十分というか、十分の手前まではわかっておるような気がしておるんです。ただ何と言いますかね、私も公務員を長いことやってあって、公務員はやっぱりつねられると逃げる場所が1つなからにやいかんからですね、それをどれもこれも均一というか、羊羹切ったような答えにはなりにくいところがありますけれどもですね、できることなら、そういうことも含めまして、人事計画はシミュレーションがきくわけですから、そんなものを出していただくようなご努力をいただければ、何かどこかで切り捨てんでも、何かもう少し表現を何とかちょうだいできないかなというような感じがするんですけど、どうですか、会長さん、もうこれしかいかんとですかね。

議長（江藤守國君） これはその事務事業の中身が固まってきたら、それを条例、規則に著すという作業が出てくるわけですね。これは膨大な作業になると思います。ですから、一応基本は久留米市の条例、規則をベースに置きながら、しかしそれはそれを固定するというじゃなくて、協議内容を優先して、そしてそれを協議内容優先ですから、久留米市の条例があっても、それを全面改正するものがあるかもしれないし、新たに制定するものがあるかもしれないし、改正するものがあるかもしれない。

そういうことで、問題は中身の議論をしっかりしていただいて、それをどう条例、規則に著すかということだと思いますので、表現としては、私はこれしかないんじゃないかなというふうに思ってるんですけどね。

委員（田中和義君） はい、その部分は分かりますけど、冒頭に私は若干気になること

がありましてお伺いしましたように、十分検討するということがこうリターンできない。こうしたら時間かかるということで、その終わりが決まっているから急げ急げとおっしゃった、それが十分ね、何かその辺が十分な内容になるのかどうかですな、いやもう時間がないから、これだけ勘弁してくれ、これが最上のものではないかと言われると、さっきの担当者の表現のようなことになって・・・、

議長（江藤守國君） いえいえ、これはちょっと違うと思うんですけどね。事務事業の協議は十分していただく必要があると思いますが、だから継続のものは継続ということできておりますが、これはその今言いました、その形式だ、後の結果の問題と思うんですよ。事務事業の調整が出てきたものをどう条例、規則に著すかという問題なんですよね。ですから、この表現で私はいいと思いますが。

委員（田中和義君） はい、もう分かりました。

それでその表現方法で原則としてとか、概ねとかといろいろ言葉が出ますが、そういう事態に差し当たった場合は、また十分検討いただきますね。

議長（江藤守國君） それはもちろん先ほど申し上げましたように、（「はい、ありがとうございました。なら」と呼ぶ者あり）内容に応じて十分反映させるということですから、そういうことでお願いしたいと思います。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。松下委員。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

条例は事務事業とか、そういう役場関係の話が中心だったかなと思っております。条例にもいろいろありましてですね、例えば情報公開条例とか、政治倫理条例とか、そういうものもあります。これは新聞によりますと、点数がつけられたりもしております。そういうものも含めての条例だと私は思いますので、必要な場合には改正等を行うという表現でございますが、これはちょっと受け身的でございます。私はそう思います。1市4町の中でもいいものがあれば、どんどん取り入れるよというような表現ですか、記述を入れてもらっておった方がですね、後のいろんな場合にいいんじゃないかと思っておりますので、もちろん今日結論を出す必要はないと思いますが、そういう記述も入れ込んでおったらいかがではないかと思っております。以上です。

議長（江藤守國君） 先ほどから申し上げているように、例えばそういう情報公開条例とか、政治倫理条例とか、それは個々に事業調整をやって協議をしていただくわけですね。それでここで一本で、この中で包括してということではないと思うんですよ。それはそれぞれで協議をせにゃいかん、中身を。ですから、その中身をですね、それは反映させますと、制定・改正をしますということですから。どうでしょうかね、私はそういうふうに理解してるんですが。それぞれで協議していかないと、この中でもう一本でということには恐らくならないでしょう、これは。

はい、どうぞ。

委員（中島宏輔君） 城島町の中島でございます。

この条例改正の問題につきまして私の意見を述べさせていただきたいと思いますが、形態として編入合併ですから、法律上、久留米市の条例が残るということは当然であります。しかしながら、各自治体の委員の皆さんがおっしゃいますように、その自治体特有の条例というものもあるかと思います。

そういったことでは、この際、私は個人の意見としては、どうしても残してほしい条例も我々も持っているけれども、この際、捨ててしまいたいような条例もあるわけですね。新しく生まれ変わりたいというような思いもあるわけです。したがって、必要な場合に関係する条例、規則等の制定・改正等を行うものとするという調整内容の文言でありまして、これをどこまで信頼するかということがありますけれども、十分に今後においても随時であれ、改正がきいていくものだということであるならばですね、条例そのものは新しい市民にとっての法律であるわけですね。市の法律であるからですね、よりよい法律であれば、積極的につくっていくことも当然なことであろうと思いますし、住民にとってこういったその条例は古い因習を残すような条例であると、地域をいびつなものにしてしまうというような条例もあろうかと思いますので、そういったことを今後とも継続して改廃できますよということであれば、私はこれで十分ではなかろうかというふうに思っております。以上であります。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

今、中島委員さんがおっしゃいましたように、私はこの「各種事務事業の調整内容に基づき」ということですから、そういういいものは残す、そうでないものはそれなりにするというような調整内容が先決の表現になってるんですよ、これは。ですから、こういうことで今おっしゃったような趣旨を十分体しながら、今までのご議論をしっかりと体しながら、そして実際の個々の事務事業、あるいは条例、それは政倫条例でも公開条例でもありますが、それは公開制度、政治倫理制度をどうするかという議論が先にあって、それが条例にあらわれてくるわけですから、その議論は別途きちっとやると、そしてその上でこれを条例、規則に生かしていくということだと思しますので、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大分議論もいただいておりますが、それではご意見の趣旨を十分踏まえながら、この調整案でご承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それではそういうことで原案どおり承認することといたします。大分長時間になっておりますので、ここで10分間ほど休憩させていただきます。よろしく申し上げます。

(午後3時00分 休憩)

(午後3時11分 再開)

議長(江藤守國君) それではただいまから再開をさせていただきます。

第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましても前回提案の項目でございます。

議案資料は、第10回協議会議案等の23ページから25ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。(「なし」と呼ぶ者あり)

ご意見はないようでございますので、この調整内容のとおり承認いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いに

については、原案のとおり承認することといたします。

次に、第27号議案 道路事業に関する取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましても、前回提案の項目でございます。

議案資料は、第10回協議会議案等の26ページから30ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

委員（宮田康敏君） 城島町の宮田でございます。

29ページの生活道路整備というところで、用地の処理で、久留米市は寄付対応となっておりますし、他の4町は買収対応となっております。

それで27ページの建設のところの(2)の中に、「なお、用地処理については、当分の間現行どおりとし、統一化に向けた検討を行う」ということを書いてあります。

これは私たちの町では道路の拡張、そういう場合はほとんど用地を買収してるんですよ。久留米市と4町の場合は地価等も違いまして、久留米の場合には用地を買収するということになれば、建設費の大半がそれに食われていくような気がします。その辺はわかりませんが、これは私も実際調査したわけではないんですが、旧善導寺、草野、筑邦町あたりは、道路拡張あたりが余り進んでないというようなことも聞きますし、この用地処理というのは寄付対応でなくて、やはり買収を検討してもらいたいと。ただその当分の間、先ほどから申しますけど、当分の間というのがですね、非常にこの期間が難しい問題がありますので、この付近のご説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、それで事務局の方から回答をお願いします。

都市産業部会（稲益） 確かに久留米市は、生活道路につきましては用地を寄付していただくということでございます。これは先ほど委員の方から若干の説明がありましたように、いわゆる生活道路の要望に対しまして実施できるというのは今のところ4割か5割ぐらいという状況です。これを用地買収方式にしますと、相当額の金額をそこに充当せざるを得ないということがございまして、久留米市におきましては過去から寄付で対応させていただいております。

しかしながら、いずれの時期かには1つの統一化した方式をとる必要がございます。そ

れも現在の状況、それから時期、やり方、ステップ、そういうものを総合的に判断した上でやる必要があると思いますので、当分の間は現在の制度を各々使っただきながら統一化に向けた、先ほど言いました具体的なものを検討していくという、そういう整理をさせていただきます。以上です。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

委員（平田 正君） 城島町の平田ですけれども、ですからその今事務局がおっしゃいましたけれども、統一化に向けた検討を行うということで、その統一化が買収対応で行うように検討していくということが謳ってあれば、この文言で承認できると思いますけど、そのところが明確でない問題があるから、買収という文言を入れてくれと要求したいんですけど。

議長（江藤守國君） はい、それに回答はありますか。

都市産業部会（稲益） 先ほど言いましたように、非常に財政負担を必要とするものがございますので、どういうふうな財政負担が生じるか、ほかの事業への影響はどうかというものをフォローしていく必要があると思います。ですから選択としては、買収方式も含めたいろんな検討を行うということで、買収を行うところまでの踏み込みは今の時点ではできないということで、方針を決めております。以上です。

議長（江藤守國君） 今の回答でよろしゅうございましょうか。

買収を含めた検討を行うということ。（「もう答弁でよかげな」と呼ぶ者あり）

今の答弁でよろしゅうございましょうね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにご意見。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございますけども、道路の維持問題、30ページにございます。ここで道路維持の項目として整理してありますが、この分類でいきますと、実際やっている我々のこの道路維持というのが項目として入っていないんじゃないかならうかという気がいたします。

具体的には、道路の舗装をしてない非舗装道路、あるいは舗装してるけども若干路肩の方が傷んでるとかというのは年2回、全町民が出て補修をやってるわけです。その際に、缶

拾いとか清掃もやってるわけです。田主丸町でいきますと、これは実施していないと、缶拾いとか清掃は実施していないと、そんなことじゃありません。やっております、年2回。

そういう意味で、この久留米の方針の方の27ページでは、久留米方式に統一すると書いてありますが、そこら辺、前はちゃんとやりますと、委託費も出してやりますとかいう言葉があったと思いますけども、それはどうなってるのか、各論で恐縮でございますけども、お答え願いたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、回答をお願いします。

どうぞ。

都市産業部会（牛嶋） 道路分科会の牛嶋でございます。よろしくお願いします。

30ページの里道の舗装修繕と整備等という形で、ちょっとお挙げしております。それから後退道路の舗装ということで、久留米市の道路の方に現在上がっております件数が、大体苦情処理としてうちの方が取り扱っておりますが、これが大体年間1,000から1,200件ほどあがってきております。その中で、それは交通事故等の影響がございますので、道路舗装修繕等は当然やるべきであるという形で、これは部会の方で協議しました段階で、4町につきましては随契と、その都度やっておられましたんですが、久留米市は件数が余にも多いものですから、現在は4月1日付をもちまして単価契約をいたしまして、緊急対応しているような状態でございます、その中の大体やり方の違いだけで、一応やっているということで、この中には明確には挙げてないというような現況で、久留米市におきましても4町におきましてもやって、発注の仕方だけが違っているという形でございますので、一応うちの方としては対応してるという状態でございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、三浦委員。

委員（三浦俊明君） 今のお答えはですね、役場なり市と業者が契約している直接的な支出という面でお答えになったと思いますけども、恐らく三浦さんとか北野さんも同じじゃないかと思えますけども、全町民が役場の費用をできるだけ抑えようということも含めて、昔はこれは苦役とってたらしいんですよ。いわゆる勤労奉仕。だけど、これは欠席しますとね、3,000円とか5,000円とか部費にとられるわけですけども、そういう仕事をやっていきますよと。これが町道の維持管理上、非常に大きなウエイトを占めてま

すと。例えば、5月の連休中やりますと、その梅雨の前に整備しますから、梅雨時の道路が傷まないとかですね、特に非舗装地帯、これは役場から砂なんかもらって、各戸からはトラックを出して、それでやってるわけですね。それがどうなってるかということ、どうなるのかということを知りたいわけです。

議長（江藤守國君） はい、この話は前回も出たようですが、どうぞ回答してください。

都市産業部会（牛嶋） 申し訳ありません。

久留米市におきましてもですね、道路愛護、それから河川愛護等をしておられます。その中で、非舗装については、大体農政部管轄でございますが、そういう場所につきましても、市の方も砂利等を地元の方と協議し、砂利を敷きならし、そういうことを道路愛護、河川愛護に合わせて支出してるような状況で、久留米市におきましても4町と同等で、そういう愛護はあっております。それから材料支給も現在やっております。以上です。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

三浦委員。

委員（三浦俊明君） ということはですね、舗装率なんか随分違ってですね、負担も随分違うと思うんですね。だから、やはり我々田舎の方はですね、舗装率も随分低いしですね、かなりこう苦痛感といいますか、それも出ておりますので、今日ご回答はいいんですけども、久留米方式に統一すると、私前回これ、久留米方式に統一すると書いてますけども、聞くところによるとですね、久留米市というのは、この道路問題というのはやや遅れてるというような話も聞くんですけども、本当に久留米市が一番いいのかということは詰められた後でしょうね。ただ久留米に合わせればいいという問題じゃないように思います。だから今度は合併ですから、そういうさっき言った農道だとかそういうのも含めてですね、本当にどうしたらいいのかと。いつも言いますように、でこぼこを調整するだけじゃなくて、どうしたらいいかというところをお考え願えないかと思います。今日はもうお答えは必要でございませんけど、意見として申し上げたいと思います。

議長（江藤守國君） 念のため申し上げますと、久留米市の例を基本にということですから、全く久留米市のとおりのことじゃないと思いますので、そこらあたりはよろしくをお願いします。

ほかにご意見ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それではご意見もないようでございますので、この調整内容でご承認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは27号議案 道路事業に関する取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第28号議案 公共交通に関する取扱いについてを議題といたします。
この件に関しましても、前回提案の項目でございます。

議案資料は、第10回協議会議案等の31ページから33ページまででございます。

何かご意見がございましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは28号議案 公共交通に関する取扱いについては、調整のとおり承認いたしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは原案のとおり承認させていただきます。

第29号議案 土地利用に関する取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましても、前回提案の項目でございます。

議案資料は、第10回協議会議案等の34ページから37ページでございます。

何かご意見等がございましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

いかがでしょうか。

ご意見もないようでございますので、原案のとおりで承認することによろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは第29号議案 土地利用に関する取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましても、前回提案の項目でございます。

議案資料は第10回協議会議案等の38ページから41ページでございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（富松茂治君） 三瀧町の富松茂治でございます。

要望の方でお願いしたいと思います。

久留米市とこの協議は合併を前提として流れていきよると僕は思っておりますが、県の方に問い合わせますと、そうどういう形になるか、まだ定かではなかという県の方の答えも聞いておることがございます。だから、この久留米市と合併した場合は、三瀧は明善に行くためには隣の圏、城島・久留米に寄留して行かにゃんわけですね。学校がうちの子はちょっとようできますから、今回は先生も明善にと勧められても、やっぱり1年前には寄留しておかにかできん。その1年前、寄留しておくならようございますが、寄留しておらんなら、中学から急に成長してきて明善に行かんねと言われたって、行かれんわけでございます。だから今回合併さしてもろうたならば、明善には寄留せんで行かれることができますように一応お願い、要望ばしておかにかいかん。

そうするとあと1つは、久留米商業に私の子供は2人ながらお世話になりましたが、やっぱりその授業料がちょっと違うわけですね。久留米商業に頑張ってPTAの方もお世話させてもらったっちゃ、やっぱり月謝は月謝で、いっちゃんそんならやっぱり違いのまま行かにゃん。お世話ばして久留米商業に行って月謝は違うじゃ、それじゃどうも不均衡でございます。この点もいっちゃん要望で、月謝の方も足並みそろえていただくというごたるふうにご理解。

そして山門あたりも明善に行ったけん、そっちの方に行くなら、そっちの方はバスでございますし、そっちの方もならんように、やっぱり今私たちが合併をしようと、この少しお世話ばいただけるこの富松でもございますが、やっぱり今明善に行こうかと言ひよる人たちのために、この合併問題を一生懸命検討せにゃできんと思ひよりますから、どうかそこの要望をしっかりと、明善に寄留せんちゃ行ってもらうごとと、久留米商業の月謝が足並

みをそろえるのと、明善に行かれるけん、山門をおやめにならんような、そういうことがありますならば、ならんような手続の方もあわせて努力して行ってください。よろしくお願いしておきます。

議長（江藤守國君） はい、富松委員のご要望はしかと承っておきます。

ほかにごさいませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

はい、ないようでございますので、第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱いについては、この調整内容のとおり承認いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは原案どおり承認することといたします。

次に、第31号議案 社会教育事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回提案のとき、追加資料の要求がございましたので、まず部会から資料の説明をお願いします。

教育文化部会（久保田） 社会教育分科会の久保田でございます。

今議長よりお話がありましたように、前回委員さんより社会教育関係、その施設の料金ごとの形態につきましての報告を要望されておりますので、本日資料提出をさせていただいております。

この生涯学習・社会教育施設、それから文化施設、体育スポーツ施設、こういったものの使用料の取扱いにつきましては、合併の調整方針案といたしましては、合併時においては現行制度のとおりといたしまして、合併後に協議を行い統一化を図るための検討を行うということで、前のご提案をさせていただいたところでございます。

そこで今回、この使用料の取扱いにつきまして調整が必要というものにつきましては、まずは使用料のそれぞれの違い、それも施設ごとにもまた違っております。また、それごとの減免の取扱いもそれぞれ違っておるといふ実態が出ておりますので、そういったことを踏まえまして、今回のそれぞれの項目につきまして資料として取りまとめたものでございます。

7ページから11ページにかけまして、追加資料ということでご提案をさせていただい

ております。

まず7ページでございますが、この7ページには、学校関係の施設の使用料につきまして資料でまとめたものでございまして、これを見ていただきますと分かりますように、それぞれ市・町におきまして、学校施設であります屋内運動場、あるいは運動場、そういった区分が幾つかありますが、それぞれ開放がまずなされております。

特に田主丸町、北野町につきましては、その中で使用料の項目からいたしますと、設定はなく、現在無料ということになっておりますし、一方久留米市、城島町、三潴町につきましては、使用料がそれぞれ設定されておりますけれども、それに見合った減免制度というのがございまして、それを見ても、学校教育、社会教育などに使用する場合は使用料が全額、あるいは三潴町さんについては一部半額が免除されるというふうになっておるところでございます。

次に、8ページの方でございますが、これは生涯学習・社会教育施設の使用料でございますが、これにつきましてはすべての市・町におきまして、まず施設の使用料につきましては設定されておりますし、あわせてそれぞれ減免制度がございます。

ここでの違いを見ても、減免の主な基準におきまして、4町におきましては社会教育団体が使用する場合同様につきましては、減免制度によりまして使用料が免除されるというふうになっております。

久留米市の場合につきましては、そこに書いておりますように、市及び教育委員会、もしくはその機関が行事を主催するか共催する場合、こういった形で基準がつくられております。

次に9ページには、文化施設の使用料について調べたものでございます。

この文化施設につきましては、1市2町にございまして、それぞれ施設使用料と同じく、それに見合う減免制度というのが設定されているわけでございますが、こちらにつきましても先ほどの生涯学習・社会教育施設使用料と同様、久留米市の減免の基準にいたしますと、本市主催の行事等に使用する場合同様に、全額免除というふうに規定がなされております。

それから次のページが、10ページに社会体育施設の調査をいたしておりますが、この社会体育施設につきましても、ほとんどの施設におきまして使用料、それから減免制度が

設けられておりまして、田主丸町のグラウンドと体育館につきましては、施設使用料が無料となっております。

なお、田主丸町のグラウンドにつきましては、照明設備につきましては有料という規定がなされております。

また、田主丸町のテニスコートとすぐ下の北野町につきましては、体育館を除きまして照明設備が有料というふうになっております。

さらに、減免の基準につきましては、市あるいは町が主催または共催する行事に使用する場合については、全額免除というふうになっているところでございます。

さらに、北野町の方で見えますと、体協等の団体が主催の場合とか、あるいは城島町におかれましては、城島町の欄の減免の方に ございますが、町内居住者、あるいは町内で勤務する方々の団体が使用する場合につきましては、それぞれ基準が設けられているということでございます。

10ページから11ページにかけてございますが、三瀨町につきましては、2つの海洋センター、それから農業者トレーニングセンターというのが、施設としてあるわけですが、これにつきましても先ほどと同様でございます。ただ減免の基準につきましては、非常にきめ細かな形で基準を設けられておる実態がこれと言えらると思います。

以上が、それぞれの施設ごとの使用料、減免の取扱いということになっているところでございます。以上です。

議長（江藤守國君） 追加資料の説明は終わりましたが、これに対する質疑はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（新山正英君） 三瀨の新山でございますけど、この使用料等の減免措置等は、ここに掲げてあるとおりでございますけども、金額等は今日は我々研究会やりましたんですけど、どれくらい各町がいただいておられるのか、そこらあたりをぜひ聞いていただきたいということで、次回資料として提案、提出をしていただきたいと思っておりますけど、いかがでございましょうか。

議長（江藤守國君） はい、事務局の方、そういうデータ整理できますでしょうか。

教育文化部会（久保田） はい、実は今回それぞれ条例等で事務局でピックアップいたしまして、こういった形で整理をさせていただいております。

もう調査用紙をそれぞれ調査いたしました項目からしますと、相当の量に実はなってますので、したがって1市4町それぞれ今回調査いたしました内容につきましては、1市4町に備えつけてあります条例等がございますので、できましたらそちらの方をぜひ詳しく見ていただければ詳細なことが分かるかということで、今回はそういったものを集約いたしました形で整理として提出させていただいたところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、新山委員。

委員（新山正英君） もちろん三瀨町のことは分かりますよ。他町の、ほかの久留米市と3町の有料というところの金額提示が分からないので、比較ができないというご意見が出ておったわけですので、質問しておるわけでございます。

議長（江藤守國君） はい、久保田社会教育分科会長。

教育文化部会（久保田） 事務局の方でこれを整理するに当たりまして、今ご質問がございましたが、それぞれ1市4町のそれぞれの条例がそれぞれの市・町に備えつけてあるというふうに聞いておりましたものですから、こういったことで先ほど答弁をさせていただいたところでございます。（「調べますと言えばいいじゃない」と呼ぶ者あり）

議長（江藤守國君） 今のお話は、各施設の使用料の金額でしょうか。それとも減免（「金額です」と呼ぶ者あり）

金額ですね。じゃ、それは整理をしてください。整理をして、それは次回出してください。

教育文化部会（久保田） 次回、資料を提出させていただきます。

議長（江藤守國君） 追加資料については、ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（古賀正邦君） 田主丸の古賀でございます。

追加資料とは別の件でございますが、文化芸術活動の振興事業についてでございます。

スポーツ振興については、何か体育協会を統一するというようなことが、一本化してい

くというようなことが既に出てきておるようでございますけれども、文化芸術活動については合併後、新市において全体的な統一化を図るというようにうたわれておりますが、合併後というのは、そのいつごろをめどにその統一を図っていくのか。田主丸町の文化協会の総会の折には、まあ田主丸独自に頑張っていっておれば、合併後どうなろうと、それはいいじゃないかというようなことも出ておりましたけれども、恐らく今度、文化祭が近いうちでございますし、こういった問題が出てくるんじゃないかと思しますので、お尋ねをしておきたいと思えます。

議長（江藤守國君） はい、じゃ事務局から回答をお願いします。

教育文化部会（小宮） 社会教育分科会の小宮と申します。

文化団体のあり方についてのご質問ですけれども、各市・町にそれぞれ文化団体がございます。久留米市におきましては、久留米連合文化会という組織がございます。それから4町におかれましては文化協会、そういった形での文化団体がございますけれども、4町の文化団体と久留米市の久留米連合文化会というのは、性格がかなり異なったところがございます。したがって、体育団体のように即一本化というのはなかなか難しい事情がございます。そういったことから、これの調整につきましては、どういう形で、あるいはそのいつまで、そういうものを具体的に視野に入れているものではございません。合併後に各団体の皆様方といろいろ協議しながら、あるいは各団体ごとに内部協議をしていただきながら、将来的なそういうあるべき姿、そういったものを探っていきたい、いかなければならない、そのように思っているところでございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、松下委員。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

ちょっとまた戻りますけれども、スポーツの振興事業についてということで、43ページ（4）番で上がっております。これはうちの事務局の方に確認しましたら、2年間は現行どおりですという返事ございました。

この件につきましては、前回は北野さんとか、城島さんか三瀨さんか、どちらか意見が

出ましたので、私ちょっと発言しておりませんでしたけれども、最終的には先ほど申しましたように、2年後には見直しますという、有料化の方向でございますという話でございました。これはですね、久留米市さんとほかの4町ではちょっと事情が違うような気がしております。

それはですね、今私の町にも体育協会がございまして、15ぐらいの団体があります。その団体などが各自分たちが使用する施設については、かなりの維持管理みたいなことまでやっております。そういうことで、施設をつくるときにはまあもちろん金がかかったかと思いますが、後の運用に対しては、そう維持管理費はかかっておらないように思うわけです。久留米の場合は、別の団体にその管理みたいなことをお任せしてあるというふうに聞いておりますが、その辺がですね、2年間を過ぎたら使用料が要るということになる、このスポーツ振興もちょっと危ういんじゃないかというような気がしております。

そこでちょっと確認しましたところ、財団法人久留米市体育協会が4町の体育協会をまとめてですね、それぞれ例えば田主丸支部というような組織になるようでございます。そこで、そこに任せれば、かなりそういう運営に対する維持管理費が要らなくなりますので、この2年間を超えた時点で有料化に向かって進むというのは、解消されるのじゃないかという気がしております。私どもではカルスポクラブというのが法人化されております。NPOで法人化されております。そこにそういう管理面を一応、市の方から財団法人体育協会にそういうことをお任せになるようですので、それからまたその次の支部なり、田主丸でいいますと、そういうNPOの団体がありますので、そこに今度は再委託をしてもらえばですね、そう費用を取らなくても維持できるんじゃないかということで、この面に関してはもうちょっと煮詰めていただいて、このスポーツ振興事業についてということで挙がっております。そういうことを有料化になればですね、そのスポーツ振興も先ほど言いましたように危なくなるんじゃないか、そんな気がしておりますので、これはそういう費用のかからないような運営の仕方を研究してもらってですね、ずっと無料化の方向でいってもらいたい、そんなふうに思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（益永エミ子君） 北野町の益永でございます。

このことについて前回質問いたしておりましたが、今日の追加資料を見ますと、やはり久留米市の方が厳しいものを感じます。合併時には現行のままということですが、それはその言葉はいろんなところで出てまいります、スポーツを愛する人たちにとって厳しい存在にならないような仕組みの調整をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございます。

前日も言って、また今回言うのもちょっと悲しいことですが、いつも言いますように、現行の取扱いをどうするかということばかりにもう全体が目が向いてると思いますので、事務局にはですね、ぜひやっぱり合併を機にということを入れてやっていただけないかな。

例えばですね、このスポーツ振興でもいいんですけども、合併後例えば数年間は、各旧市町村で持ち回りに開催するとかですね、あるいはスポーツ大会であれば、例えばある種目は城島でやるとか、ある種目は三瀬でやるとかですね、そういうのを合併のその効果が出るような仕組みですね、これは建設計画と言えればそれまでですが、建設計画に載ってなかったと思います。そういうのがどうして出てこないのかですね、これはもう事務局長のその指導性をぜひ発揮していただいて、常々やっぱり住民という、あるいは合併するんだということがどうも全体に抜けてるような気がいたします。

そこら辺を前日も言ったんですけども、これは答えが出るまで毎回言おうと思っております、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、今の三浦さんのご意見はですね、イの方の「また」の中でも出る、そういうご意見を踏まえてですね、「地域の意向を尊重し調整する」というようなことの中で、できていくんじゃないかなあというふうにも思いますけども。

まあいずれにいたしましても、この（４）のスポーツ振興事業については、いろいろご

意見がっております。追加資料もございます。

ほかにございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（富山茂治君） 僕はですね、スポーツ施設を使うならですね、電気料とクーラーが必要なら、クーラーが必要な施設では、それはどげなこつのあったっちゃ出さなきゃ、当然所帯はもてんですよ。ただで使うということはできません。施設のこの内容の中を使うとはようございますばってん、電気料とですね、クーラーを使わにゃんような施設は自己負担に、施設を使う人たちが出して使う。出さんな使わんということはできませんよ。所帯がもたん。そうじゃなかなら、太陽光かなんか蓄電しておって、バッテリーでさるくような何か特殊な施設ば使わんことには、ただでそのまあ運営、どうせ最後は行き詰まる所はもう不良債権のごつなって、電気代がずうっとかかってたまります。今度そういう施設は皆さんの税金でつくたって、あんた一生使わん人は、その施設は使わんな死んでいくとですよ。使う人たちだけが使うて、あんたそげん、そげんスポーツ施設がどうのこうの、施設運営がどうのこうの、それは心の持ちようですよ。甘えですよ。使うなら出さにゃん、電気料ば。使うて、ただでさるるわけがなかじゃなかですか。みんな働いて税金出しよっとじゃけん。そういう人も1人おるということは、ようと聞いておってください。終わります。

議長（江藤守國君） はい、ほかに。

どうぞ。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

貴重なご意見でございますけれども、照明器具なんかに対する電気料はですね、現在も我が町でも有料となっております。施設の使用料をですね、金のかからんごつ、使用料に対しては無料でやっていただきたいということで、これはナイター設備なんかはお金が要るのは当然理解しておりますので、そのことも踏まえて発言したつもりでございます。

議長（江藤守國君） はい、分かりました。

ほかにないようでしたら、ちょっと整理したいと思います。

この第31号議案 社会教育事業の取扱いについての中で、今議論になって追加資料も

出ておりますのが、施設使用料の関係ということでございますので、（１）と（４）、（１）の生涯学習・社会教育事業についてと、（４）のスポーツ振興事業について、これについては継続として、それ以外の（２）の図書館事業、（３）の文化芸術活動振興事業、（５）の人権・同和事業、（６）の男女平等政策事業については、ご承認をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしゅうございましょうか。

それではこのとおりで、原案どおりでご承認をいただきたい。

（１）の生涯学習・社会教育事業、（４）のスポーツ振興事業については継続審議とさせていただきます。そういうことでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。

それでは協議事項については以上でございます。

続きまして、第３２号議案から第３６号議案まで、５つの議案につきまして本日は議案並びに資料の説明と、それに対します質疑までお受けいたしまして、次回第１２回協議会において議案に対するご意見、あるいは実質協議をお願いいたします。

それでは第３２号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明を受けたいと思いますが、この件につきましては、１市４町の農業委員さん方で事前に特例法の内容などについて研究・協議され、その結果を各農業委員会会長連名の意見書として、協議会長並びに各市・町の長あてに提出をいただいておりますので、その意見書の内容につきましてもあわせて説明をお願いします。

都市産業部会（江島） 農業委員会分科会の江島でございます。

第３２号議案を提案いたします前に、先ほど会長がおっしゃいましたように、お手元に配布されております資料の合併協定項目に関する意見書についてご説明をいたします。

この意見書は、１市４町の農業委員会の代表で構成しております懇話会が、久留米広域合併協議会江藤会長あて提出をいたしました意見書でございます。

合併協定項目に関する意見書は、平成15年6月3日に、1市4町の農業委員会正副会長と事務局長で任意の農業委員会正副会長懇話会を立ち上げまして、農業委員会の専門的な立場から合併協定項目の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて慎重審議をしていただきました。延べ4回にわたる懇話会を開催し、一定の方向性で合意に達しましたところでございます。

その合意されました内容につきましては、各農業委員会総会に諮られまして、承認をされております。それが、この意見書になっております。

この意見書は、平成15年9月16日に、1市4町の農業委員会会長おそろいで直接、広域合併協議会の江藤会長へ手渡しされたものでございます。

あわせて、同じ内容の意見書を1市4町の農業委員会会長名で、各首長にも提出をされております。

この意見書は、そのような経緯で本日に至っております。

それでは32号議案をご提案いたします。

12ページをご覧ください。

第32号議案

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めます。

平成15年11月12日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

それでは次のページをご覧ください。

調整内容を読ませていただきます。

協定項目番号 7

協定項目名 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

調整内容

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第2項の規定を適用し、現行の区域のまま5つの農業委員会を設置し、各農業委員会の委員は引き続き在任する。

さらに、新市としての一体性確保の観点から、平成17年7月20日までに新市を全域とする1つの農業委員会に統合するものとする。

また、統合後の農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区については、合併までの間に調整するものとする。

以上、この調整内容は各農業委員会の委員の皆様の意見を踏まえておりますとともに、農業委員会分科会といたしましても協議の上で合意に達しております。

続きまして、資料の14ページ、15ページに掲載しております資料につきましてご説明をいたします。

- (1) 農業委員会の設置でございますが、これは農業委員会を2以上置くことができる基準と、その関係法令でございます。
- (2) 農業委員会委員の構成でございますが、これは農業委員会の構成委員の定数基準及び構成委員と選任委員の数に関することと、その関係法令でございます。
- (3) 選挙の単位でございますが、これは農業委員会の区域を2以上分けることができる基準であり、すなわち農業委員会内に選挙区を設けることができると規定しました関係法令でございます。
- (4) 農業委員会現況比較でございますが、これは1市4町の農地面積、農家戸数、選挙区と選挙委員数、選任委員数、任期満了日の比較でございます。
- (5) 合併特例法等適用比較でございますが、これは農業委員会等に関する法律第34条と市町村合併の特例に関する法律第8条の比較でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

議長（江藤守國君） はい、ただいま事務局から説明が終わりました。

これに対しまして何かご質問、ご質疑がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（新山正英君） 三潴の新山でございますが、今調整内容の点で、農業委員会の合意を得た部分で提案されたということを今お話なされましたけれども、そうすれば我々はそういういろんなことを言えない立場かなと思いながらご質問をさせていただきたいと思えますけれども。

まず、農業委員会を平成17年7月20日までに一本化するという点でございますけれども、もちろん1市4町の中では非常に広範囲に渡ってるわけですね。それでこの関係法令、農業委員会等に関する法律第3条の中に、市町村長は、その区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができるという文言がございます。これをぜひ取り入れていただきたい。そんなふうに、そうしなければ、非常に広範囲の中で、農業委員会の仕事と申しますか、もちろん専門的な部分が含まれるかと思えますけれども、大変なお仕事になるのではないかと、一本化すれば、そういう提案でございます。

以上、提案をさせていただきたいと思えます。

議長（江藤守國君） 今の提案ですけど、それに対して何か農業委員会の議論等の中に何かありましたらお願いします。

都市産業部会（江島） ただいま三瀧の委員さんの方よりご提案がございましたが、農業委員会の正副会長懇話会の中で協議をいたしました内容につきましてご説明を申し上げたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

都市産業部会（江島） 先ほどもご説明申し上げましたように、1市4町各農業委員会正副会長等による懇話会におきましても、そういった方法論につきましては検討をなされております。

まずは、全国的な複数農業委員会の設置状況の確認をいたしました。現在、複数の農業委員会が継続して設置されているところは、福岡市や北九州市など、5つの政令都市に限られております。

また、今合併を進められておりますが、新潟市や山口県の周南市など、合併先進地における協定規定確認の中では、合併後一定期間は複数の農業委員会を設置するような場合でも、最終的には1つの農業委員会に統合するという、1つの自治体に1つの農業委員会という基本原則に戻る方法を選択されているようでございます。

これら全国的な設置状況等の確認を踏まえました上で、複数の農業委員会設置に関する協議を行いました。行財政改革の視点に立った農業委員会の合併を目指すという基本理念、さらには新市としての農地行政、並びに農業政策に関する一体性の確保といったもの

を当然に配慮する必要があるだろうというようなご意見が大半を占めました。

そういった中で、このような視点で懇話会の方と協議を行いました。結果としては、お手元に配布をいたしております意見書にありますような2月5日の合併では、そのまま5つの農業委員会でいくけれども、17年の7月20日までに1つの農業委員会に統合するということでは、1市4町の農業委員会の全会一致で実はご承認をいただいたという経過がございますので、あわせて説明をさせていただきます。

議長（江藤守國君） はい、ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございます。

私は、今三瀬の方からご発言ありましたけども、私は三瀬の案に賛成でございます。私は現行どおり5つの農業委員会を、建設計画が10年でございますけども、そのくらいは、現行のままの方がいいんじゃないかという提案でございます。

なぜかと言いますとですね、これ新久留米市は、前回会長のご発言にもありましたように、九州で都城に次いでナンバー2の農業市であると、全国でも第5位であると。で、その農業を維持するためには、まず農地が前提になるわけでございます。で、その農地をどう確保していくかという問題が1つあるのと、一方では減反問題、あるいはその農業従事者の後継者難、そういうことで土地を売る人、あるいは土地を転用して多角的な経営をしなきゃいけないという人が今後かなり出てくると思います。今までは何とか自分でやってきたけども、もう限界だと。息子も帰って来ないと。そういうのをですね、売りたい人、一方では確保していけないと。その間をつないでるのは農業委員会であり、農業委員であります。そこには、その解決のトラブルがないように、やっぱり血の通った、あるいはお互いに納得のいく解決をしなきゃいけないと。で、そういうことを実現するためには、やっぱり身近なところに農業委員会の存在があるという方が、私は本当に今後の農業政策をやっていく上で大事なことじゃないかというふうに考えるわけでございます。

で、先ほど一体性とは何かということで意見があるわけでございますけども、委員会の一体性はですね、これは久留米の中で5つの仮に委員会を維持すれば、その連合会か何かつくって、会長副会長ぐらいの会議を時々開いてですね、意思疎通すれば十分できる問題

だし、合併時にいわゆる処遇だとか、そういうのは整理できるわけでございます。もしそれしなければ、全然合理化ができんじゃないかということですね、私は先ほど言いましたように、今の農業委員会を仮に2,3割減らしてでもですね、で労務費は減るわけですから、2,3割減らしてでも、その身近なところに置いてやると、これが本当の住民のため、あるいは農業従事者のためになるというふうに思いますので、どういう一体化とか、よそがどうなってるかじゃなくて、久留米をどうするかという発想ですね、もう一度我々各農業委員会の皆さんと、本当にいいのかということを確認するくらいの気持ちで私はいるんですけども、そこら辺、皆さんどういう考えか、そこをぜひ議論をしたいと思えます。(拍手)

確かに農業委員会の会長が決めたことは尊重しなきゃいけません。けども、我々はそれを踏まえた上で、もう1回やるくらいの腹で進めたらどうかと思います。提案でございます。

議長(江藤守國君) はい、ほかにございませんでしょうか。

それではただいまの議案につきましては、第12回協議会で協議するという事にさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

続きまして第33号議案 広報広聴事業の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

総務部会(三小田) 総務分科会の三小田でございます。

16ページをお願いいたします。

それでは提案させていただきます。

第33号議案

広報広聴事業の取扱いについて

広報広聴事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年11月12日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

17ページをお願いいたします。

協定項目番号 20

協定項目名 広報広聴事業の取扱い

調整内容

広報広聴事業については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 広報事業

広報紙については、市政及び地域の文化、伝統、祭など情報提供の充実に図るとともに、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの広報手段を活用する。

なお、田主丸町の有線放送は、新市に引き継ぐ。

(2) 広聴事業

広聴事業については、現在行っている事業は基本的に継続する方向で調整する。

また、相談事業については、久留米市の例により統一するが、開催場所・回数などは合併までに調整する。

18ページをお願いいたします。

18ページは、現在1市4町で実施されております広報事業、広聴事業、相談事業についての現況を記載したものでございます。

以上でございますが、17ページに記載いたしております(2)の広聴事業の2行目、相談事業は、久留米市の例によると記載いたしております。これは18ページの相談事業比較表におきます左端の から までの10項目を指しているものでございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい、ただいまの説明に対しましてご質疑がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

17ページの広報事業の中で、一番下の欄に、「なお田主丸町の有線放送は新市に引き継ぐ」と書いてありますね。その上には、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなど、広報手段を活用するとなっておりますが、田主丸町の有線放送、これは年間どのくらい維持管理費が要ってるのか、経費が要ってるのか、分かればご答弁をお願いいたします。

議長（江藤守國君） はい、答弁をお願いします。

総務部会（三小田） 予算では約2,000万というふうに聞いております。それは維持管理費、電柱の維持管理費、それから人件費、そういったものでございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（宮田康敏君） ほかのところでは、調整内容に当分の間とかですね、そういう文言が入ってるんですけど、これは「なお」ということは、いつまで続くか分からないわけですね。今の答弁にありましたように、年間2,000万前後の金が要って10年間続けば2億の金が要るわけですね。私たちは田主丸の地理的状況がよく分かりませんが、耳納連山の方にかけてカキその他、果樹の農家があることは、ある程度の予測がつかますがですね、今の時期に認識不足と言われればそれまでですが、果たして有線放送をそれだけの金を使って維持していく必要があるのかということがあります。その辺のご答弁をお願いいたします。

議長（江藤守國君） はい、じゃどうぞ。

総務部会（三小田） これにつきましては、この調整をする段階で、現在の情報伝達手段につきましては、原則的に今ある方法を継続するという格好で調整を行っているのが現状でございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（田中和義君） ちょっと済みません。私、後の方に戻るかもしれませんが。

有線放送はですね、私ども部内でいろいろ勉強会をしておりますときに、これがきたときに、私が自分の部屋にこもってぱっと開いたところがここだったんですよ。そうしたら今おっしゃるように、田主丸町さんの有線放送を新市に引き継ぐと書いてあって、我が町のことをちょっと見たら何にも書いてないものですから、実は私どものもとにも、その町全体ではありませんが、2カ所ばかりこれがあるんですね。それで、そういうことをしていただいて、田主丸町さん、これはどなたでもいいですが、この有線放送はどういうふうにかこうネットを張ってあるんですかね。どこか公民館があって、全戸にかこうってるんですかね。役場にあるんですか。どうなるんですか。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（長瀬 勇君） 田主丸の長瀬でございます。

有線放送の施設は、役場の3階に設置をいたしております。総務課の担当で、有線係と
いいますか、朝・昼・晩、町のすべてを放送いたしております。お昼の時間はやはり商店
街いろいろございますので、1つは有料にしております。一般の商店とか会社とか、いろ
いろこう町に有線放送をお願いしますと言っていたら、500円の料金を取ってお
るわけでございますし、もしこれを廃止したなら、田主丸町はえらいことになると思いま
す。それで本当にあとの1市3町さんもしできるならば、やはり有線放送を使っていたけ
ればですね、相当喜ばれると思いますし、どう言いましょうか、これを廃止するといふこ
とはもう絶対できませんので、ご了承の方をお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（田中和義君） 規模の大きさとかですね、予算の内容というか、維持管理費の内
容はよく何か分かるような気がしますが、その、年間2,000万という膨大な金には、
人件費も入ってますか。どうなんですか。幾人ぐらいそこで専門についておられますか。

総務部会（三小田） 人件費といたしましては、臨時雇用賃金といたしまして、あくま
でも予算でございますが、147万、年間で計上してございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（田中和義君） そうですか。大変驚くばかりでありましてですね、それはもうお
っしゃったようにですね、そのやめるということになったら大変ね、いいようにと思って
合併したら、そんなものはやめさせられたなんと言ったらもう大変なことでしょうが、そ
れはどこかに、1,200万をどこに委託をすとかなんとかという点を少し見直しをし
てもらおうというようなことがあれば、我が区の方は小さな、私のところは私がいつも大体
2日に1遍ぐらい行って放送して、いろんなことをやるんですがね、よそにもそんなのが
あるんですが、内部で研究したときには、あんたんとこそんなものあったんですかと言
うぐらい知られてないんですよ。知られてないから僕は大事だと思うんですね。大きいと
の方がまかり通って、小さいやつが切り捨てられるということになったら、これはもう我が
区でも、その役場の職員さんたちも、ああそんなものあったんですかというぐらいつま
しやかに、しかも私のところは年間予算130万ぐらいしかないんですね。その中で維持管

理費、もちろんその人件費は区長さんとかなんとかさんがやっていますから、かかりませんから、それぞれのやっていますが、勉強会でこれを出しましたときに、もうそんなものは研究してあることも知らなかったから、もういってますよ、幹事会なりでこういってますよと、こう言いましたけども、私は今日実はこれを見たときは、おやおやと思いましたけども、言うつもりはなかったんですが、2,000万とね、130万の中です、しかもそれを便利に地区民が一生懸命やっておるのにね、何かこの辺が田主丸町の会長さん、悪う思わんでください。元に戻しますが、副都心と応分の権限を私はこの辺にちらっとこう、済みません、これは蒸し返すつもりはありませんがね。いいえ、本当じゃ、三浦さん、あんた笑うけど、もう本当、真剣ですよ。我が部落というか、村にとっては。そんなのが2カ所か3カ所あるんですが、これは救済方法はないものでしょうかどうか。ちょっとご検討をいただければと思うんです。町にも我々は要求をしないで、自分のささやかな130万の中で、九州AVというところと契約をしてですよ、維持・補修もやるし、新たに入ってくると、5万円取られるんですね。そんなことをやって細々とやっていますが、救済措置も含めて何かご検討の余地があればお願いをしたい。今はいろいろ出ませんでしようから、次にでも検討していただいて、そういうことです。(「今日は提案だけじゃないの」と呼ぶ者あり)

議長(江藤守國君) 今日のご質疑ということでお願いしたいと思います。

はい。じゃどうぞ、古賀委員。

委員(古賀正邦君) 田主丸の古賀でございます。

ご理解を求めたいと思います。先ほど長瀬委員の方から説明がありましたが、農協もその有線放送に加わっているということで、農協も朝・晩の放送をやっております。それが1つ。

それから、この有線放送は行政区ごとに利用できる。回覧板だったら、10日も20日もかかって1回りするものが、1口で全部に浸透していくというような効果もあります。

それで、町民にとっては、やっぱり有線放送というのは日常化してもう生活の中に入り込んでいるというものでありますし、その2,000万という金額がですね、うろろすると非常に金がかかっているじゃないかということになると思いますけれども、私はその

2,000万では代えられない田主丸町の宝ではないかというように思っておりますので、ひとつご理解を得ておきたいなと思っております。

それからですね、JAからは費用負担をいただいております。

それから、防災とか火災無線もその有線放送に接続できるようになって、何カ所かあるその大きなスピーカーだけじゃなくて、各家庭にまで知らせることができるというようなシステムになっております。

それからもう一つ、臨時雇用の方が百何十万というのがありましたが、役場の正規職員も1人かかわっております。追加説明でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

議長(江藤守國君) はい、田中委員。

委員(田中和義君) いや、分かるんですね。分かるんですが、私の頭の中には違うものがふつつつ出てくるんですけども。大きければ、それはそのままいくのかとかね。おのれのところがよければ、よそはそんな大したことねえやないかとか、私ひねくれてますもんね。だから、それはちょっとないと思うんですね。小さいとこそ、法律でも規則でも細則でも弱者の味方ですよ。

だから、理解はできます。理解はできますけれども、私は何かすっきりしないところがありますので、これはここでは無理にやりませんが。

議長(江藤守國君) 田中委員さんがおっしゃった北野町の実態をですね、よくつかんでそれについては、(「そうですね」と呼ぶ者あり)事務局の方で検討するというごことをお願いしたいと思います。(「結構であります。はい」と呼ぶ者あり)

はい、どうぞ。

委員(三浦俊明君) 田主丸の三浦でございますけど。

今の件でございますけども、何かにつけて田主丸が脚光を浴びることについては、非常にうれしくも思うし、情けなくもあるし、そんな感じでございますけども。

費用の2,000万はですね、田主丸は今、工業団地の誘致なんかで相当人口の出入りがあるんですよ。四、五百名あるんです。

それで、その各戸につけておりますので、5,000戸ぐらいつけてますかね、五千何百戸世帯がありますので、5,000戸ぐらいつけてると思いますが、500人で動

きますと、やっぱり付け替えがあるわけですね。

それと先ほど言いましたように、区長が交代するんです、1年とか2年で。と、区長の家から放送するようにしてますので、しかもその小学校のPTAの会ならPTAの会長が区長の家に行って放送してるわけですね。そういう施設の移動費。普通のメンテナンス費はほとんどかかってないと思います。電柱が壊れるわけじゃないし、電線が腐るわけでもありませんからですね。そういう移動とか、逆に言えば人の移動がなければ、ほとんど金は、私はかかってないんじゃないかと思いますけどね。

いずれにしても、ただ欠点は、朝早くからやられると、うるさいということは間違いなくうるさいですけど。

けども、行方不明者ですね、ぼけ老人がどこか出て行ったんで、どこかありませんかとかね、そういうふうな警察の情報が入ったり、数日前も火事があったらですね、もうすぐ放送があるわけなんです。だから、住民にいわゆる密着している制度であることは間違いのないですね。

で、いいか悪いかは、また皆さんで議論してもらえばいいわけですけども、最初から非難的な目で見ると見るよりも、もっと温かく見ていきながらですね、やっぱり建設的にお互いいきたいと思いますので、そこら辺をひとつご了解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長(江藤守國君) 実情をお聞きしたいということだろうと思いますので。

はい、田中委員。

委員(田中和義君) 私は田主丸さんと仲良くしていきたいっちゃんのを心から思うてます。何も非難をしたりですね、そういうことではありません。

あなた方が便利に思われるように、我が方にも便利であって効率のいいということを追求する権利はあろうかと思うんですね。したがって、そのことをちょっと私も、今会長がおっしゃったように実態を知っていただいて、おたくがどういうことをやっておられるかというのを拝聴して、その上で何かありましたらと、こう申し上げてますので、いろいろいちゃもんつける気はありませんので、はい。

議長(江藤守國君) はい。

ほかにございませんでしょうか。

はい。富松委員。

委員(富松茂治君) あのですね、やっぱ、そげんよかならですね、当農協も回覧板回す
ってっちゃ、そりゃあもう回ったの回らんのって、大変それは試行錯誤しよります。そい
けんその2,000万でこれが合併してから幾らか久留米市とこう、うまく兄弟仁義にな
ってからこの2,000万のつも、そのどういうふうにか流れが変わってその恩恵が出る
ごたるなら、当三漕にもつきたいと思います。

それは、あんたげだけ便利ようして、私げが便利悪かわけにはいかん。合併しよって。
そいで城島はどけんか知らんですよ。ばってん三漕にもまねさせてください。そしてから
知恵ば貸してください。そがんあんたようございますなら、あたしが方もまねしようたい。
そげなこつはなかです、あんたげだけち。

そいけん会長さん、そげんよかったなら三漕にも何か補助金ば出してよろしくお願いし
ます。まねさせちください。これは要望です。

議長(江藤守國君) はい。

はい、ほかにございませんですか。

はい、どうぞ。

委員(深町英俊君) 北野町の深町です。

ちょっと今のことにつきまして、広報事業ですね、この比較表が書いてありますが、久
留米市さんについて毎月1日と15日に発行されまして、いろいろほかのところについて
もケーブルテレビ、ホームページ、インターネットもあるわけですが、久留米と城島さん
もありますね。大体その広報紙とかが毎月に2回もすることは久留米市は多ございますけ
ど分かりますけど、よその町はいらんこと言うて失礼ですが何か2回も出して、その効果
があるんですかと私は疑いたくなるわけですね。どうしてかと言いますと、久留米におい
ても、私は息子の嫁も私の母ちゃんも久留米出身でございます。それでよく目にするわけ
ですが、何かこうページだけは少なくございまして、何かこう1回目から2回目というて
もどうも、どっちかしか、_____しか見てませんからわかりませんが、そうまでして
今の時代に必要だろうかと思っとるわけですね。

この点についても恐らく毎月されるならば、かなりの費用が要るわけですね。久留米はそれはもう、どしこ世帯があるか分かりませんが、まあ5万世帯か分かりませんが、かなりの金額が要るわけですね。その点については私はちょっと、これは次回で結構ですが、どのくらい失礼ですが久留米がかかってあるのか、城島さんがどのくらいしてあるのか、ちょっと次回でも結構ですので、これについて、今されるならば口頭でも結構ですが、この点については今回されんなら次回でも結構です。

議長(江藤守國君) これはやはり今の時代ですね、市民の皆さんにしっかり情報を提供して、情報を提示していくというのが基本だと思うんですね。ですから、できるだけ広報して、広報紙に掲載して、皆さんにお知らせするというのが基本だと思いますので、そういう中で経費の面とかもしお答えがあるなら、分かるならば答えてください。

はい、城島町長さん、お願いします。

副会長(佐藤利幸君) 城島の佐藤でございます。

城島も毎月1日・15日ということで発行しております。以前は1日1回だけでございました。なんで15日も増やしたかと言いますと、1日号は本来のその記事を掲載しております。15日号はお知らせ号として発行いたしております。なぜかといいますと、区長さん方で、いろんな書類を配布しますけれども、今非常に数が増えまして、もう大変なんですね、隣組長さんが。だからもっとまとめてですね、お知らせ号はお知らせ号としてまとめようというのが、15日号がスタートした理由でございます。

費用のことちょっと私も踏まえて、把握しておりませんが。そういうことで、今会長がおっしゃったように、情報というのは非常に今早くなっております、地球の裏側のことはもう即刻入ってくるんですけども、足元の町のことはですね、もう1カ月遅れで入ってくる。これはおかしいということからですね、もっともっと、まあ有線放送があればその都度早目にやれるからすばらしいと思うんですけども、やっぱり広報紙しか伝える手がないものですから、せめて2週間に1回はそういう形で皆さんに情報提供しようということが、1日と15日の発行の理由でございます。

議長(江藤守國君) はい、ありがとうございました。

久留米市の広報について、答えてください。

総務部会(三小田) はい。久留米市につきましては、14年度決算でございますが、1回発行部数が8万3,150でございます、大体一部あたり印刷費が9円、それから発送費等がございます、大体14円、一部14円ぐらいできておるところでございます。

各町のことも調べておりますが、ちょっと不十分なところがございますので、次回までに整理いたしまして、ご報告いたしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ深町委員。

委員(深町英俊君) どうしてこういうことを言いましたかと言いますとですね、この中身見ますと、17ページの広報事業ですね、これはいろいろ書いてありますけど、これについては久留米市に統一するやらと書いてないわけですね。こういうこと言いたくはありませんが、それについては久留米市に統一するということはないわけですから、「なお、田主丸の有線放送については新市に引き継ぐ」となっておりますが、ならこれはどういうふうにされるのかですね。

それと今、先ほど言いましたように費用が幾らかというのは、田主丸の有線放送は2,000万ということでありましたので、ほかの地区は内容的には同じなもので、ちょっと聞いたわけです。

後は今三瀬の組合長さんが言われたように、おれもするとかなんとか出ておりますけど、生半可な金額じゃできないわけですから、それは別としまして、私が聞きたいのは、そういうことを内容的にどうされるのかということをおね、聞きたいわけです。その点については、それなら、毎月1回と15日に久留米市になった場合は発行するのか。これの内容見ますと、珍しく久留米に準ずるか久留米に統一するやらということないわけですね。その2番目については、広聴事業については、「久留米市の例により統一するが」とこう書いてありますが、その上は珍しく久留米市がないわけですね。なら久留米市に合わせるのか、その今までの毎月1回にするのか、2回にするのか、ここのところを出していただかんと。

議長(江藤守國君) はい、分かりました。

それでは事務局から答えてください。

総務部会(三小田) はい。説明が不十分で申し訳ございません。

合併後は新市の政策、及びお知らせ等の情報量が増えることが考えられます。発行回数につきましては、現在久留米市・城島町が行っております1日・15日の月2回とすることで事務調整をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

それではただいまの議案につきましては、第12回協議会で協議することとさせていただきます。

続きまして、第34号議案 障害者福祉事業の取扱いについてを議題といたします。

議案についての説明をお願いします。

保健福祉部会(河野) 保健福祉部会長の河野でございます。保健福祉部会におきましては、4つの分科会を所管いたしております。全体で301の事業につきまして調整を行ってまいりました。協定項目につきましては、全部で7項目となっております。本日はそのうち3つの項目につきまして、提案申し上げたいと思っております。それぞれの項目につきましては、分科会長の方から説明を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉部会(笠) 社会福祉分科会の笠でございます。障害者福祉事業についてご提案を申し上げさせていただきます。19ページをお願いいたします。

第34号議案

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年11月12日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

続きまして、障害者福祉事業の取扱いの調整内容について、ご説明申し上げます。20ページをお願い申し上げます。

協定項目番号 31

協定項目名 障害者福祉事業の取扱い

調整内容

障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

障害者福祉事業については、総合的にサービス充実の方向で調整する。ただし、国、県

が定める制度に基づく事業については、1市4町における現行の実施方法を基本に新市において実施するものとする。

(1)久留米市のみで実施している障害者生活支援、移動支援・社会参加促進及び文化・啓発事業については、久留米市における現行事業の例により、新市においても現行どおり実施する。

(2)個人への金銭給付的性格を持つ重度障害児・者見舞金及び重度心身障害者介護手当については、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。

(3)タクシーチケットの年間交付枚数については、48枚を基準に調整する。

続きまして、資料についてご説明を申し上げます。21ページをお願い申し上げます。

なお、資料につきまして訂正方をお願い申し上げます。在宅サービスの住宅改造費の助成、在宅サービスの住宅改造費の助成の欄でございますけども、田主丸町さんの方が二重丸になっています。これを一重丸でお願いいたします。

それから、城島町さんの方が丸になっておりますけども、横線をお願い申し上げます。

なお、この表の見方でございますけども、下の方の欄に「サービス充実予定自治体欄の表記については以下のとおりとする」ということで書いておりますけども、二重丸につきましては、まだ未実施で事業が新規、新設となるものでございます。

それから一重丸につきましては、負担減またはサービスの向上につながるものでございます。

それから、横線につきましては、現状維持でございます。

その表を見ていただきますと、例えば具体的に申し上げますと、第2番目の障害者生活支援事業、これにつきましては、久留米市は実施しておりますけども、4町では実施されていないという状況で、充実になるものというふうに、これに表記しております。

下段には国、県の制度に基づく事業を掲げております。

次に、22ページをお願い申し上げます。

(2)番にかかるものでございますけども、個人への金銭給付的事业でございます。

重度心身障害児・者見舞金でございますけども、一覧表で掲げていますけども、対象者、それから給付額、対象数をそこに表記しております。

次の欄に、重度心身障害者介護手当を表記いたしております。

次に(3)番のタクシーチケットでございます。タクシー基本料金の助成でございます。

その欄には交付枚数、並びに腎臓機能障害者についての上乗せのある、なしを表記しております。

以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの説明に対しまして何かご質疑ございましたらお願いいたします。

ご質問、ございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではこの34号議案につきましては、第12回協議会で協議することとさせていただきます。

続きまして、第35号議案 児童福祉事業の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

保健福祉部会(長尾) 児童福祉分科会長の長尾でございます。よろしくお願いいたします。

23ページをお願いいたします。

第35号議案

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年11月12日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

24ページをお願いいたします。

協定項目番号 32

協定項目名 児童福祉事業の取扱い

調整内容

児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)子育て支援センターについて

子育て支援センターについては、現行事業を継続し、新市においては、地域の balan

スを考慮しながら実施施設の調整を図る。

(2)学童保育所整備・運営について

学童保育所整備・運営については、運営内容等に大きな格差があるため、当分の間現行どおりとし、新市において統一に向けて調整を図る。

(3)赤ちゃん祝金について

合併時に祝金制度は廃止するが、北野町で制度創設された趣旨を尊重し、新市において少子化対策・次世代育成支援の充実に努める。としております。

続きまして、資料の説明をいたします。25ページをお願いいたします。

25ページの資料につきましては、1番が子育て支援センターの現在の実施状況でございます。現在、久留米市及び三潴町で実施されております。現在の実施施設については、内容に若干の差がありますものの、基本的な部分、大差はございません。

2番が学童保育所整備・運営について1市4町の実施状況の資料を挙げさせていただいております。

学童保育所につきましては、開設時間等、再検証の必要はございますが、地域性もあるために一定の差異は認めながらも継続をいたしたいと考えております。

なお、現在の実施状況の差につきましては、開設時間、運営形態、指導員の雇用形態、処遇などの違いがあります。また、保育料につきましても、指導員の雇用等とも関連いたしますので、合併後こういった問題が整理できた後に均衡を図りたいと考えております。

次に、26ページをお願いいたします。26ページの赤ちゃん祝金につきましては、北野町で実施されておまして、第3子以降の出生児の保護者に対して祝金が支給されておるものでございます。

参考までに、14年度の決算額につきましては870万円、13年度につきましては1,100万円、12年度につきましては860万円の支出となっております。

以上、説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの説明に対しまして、何かご質疑がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(檜原政則君) 赤ちゃん祝金につきまして、会長に質疑をいたしたいと思います。

「合併時において廃止するが、北野町でのその趣旨を尊重して、少子化対策・次世代育成支援の充実を図る」と明記されております。非常によいことですが、これらについて新市においてそうした具体的な対策が今の時点であるとするならば、ひとつ説明をしてもらいたいと思います。

議長(江藤守國君) 今のは事務局でいいんですか。

事務局でいいですね。事務局の方から回答をお願いします。

保健福祉部会(長尾) この項目につきましては、北野町さんの強いご要望もありまして、祝金制度自体の廃止については合意を見たわけでございますけれども、北野町さんの強いご要望もありまして、この趣旨を尊重する旨を表明したいということで挙げております。

したがいまして、新市におきましての少子化対策や次世代育成支援の充実に努めるという目標を掲げておるのみでございまして、分科会並びに部会におきましては、具体的な事業の内容についての協議にまでは至っていないという状況でございます。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。

委員(檜原政則君) 具体的に、年度ごとに支給された金額を報告されましたが、我が町が平成6年度から実施いたしまして、支払いの対象者が254名で、支払い総額が8,330万円でございます。少ないときで25名、多いときで40名程度であります。

これらについて、この少子高齢化社会の中で、この赤ちゃん祝金が時代に逆行するとか反社会的とかということでしたら、部会で廃止するということが提案されておりますけれども、新市の目玉として、金額は別として、やはりこの北野方式を、金額的には3分の1なら3分の1、仮にですね、することによって、新久留米の福祉行政の目玉にするというような構想、お話し合いはなされなかったのか、これまた事務局で結構です、会長。

議長(江藤守國君) はい、では事務局からお願いします。

保健福祉部会(長尾) 分科会の協議段階においては、そういった協議は出ておりません。次世代育成支援につきましては、新しい法律もできまして、今後行動計画等もつくられるわけでございますので、その中で事業の具体化を図っていきたいと考えております。

議長(江藤守國君) はい、檜原委員。

委員(檜原政則君) 先ほどから条例とか規則等につきまして、各種事業事務の調整内容に基づき必要な場合につきましては云々かんぬん、制定・改正をしていくということが確認されたわけでございます。

そういうことからいたしまして、その地区、地区に、それなりのカラー、特色あるものが私はあると思います。先ほどから議論されておりました田主丸の有線放送、これは私は個人的でも何も、聞き取りの方でもいいとしてですね、継続すべきだと思います。ですから、その町に反社会的なものではなければ新しい市として取り入れて実施するという方向でやはりすべきだと思います。その町、町において、3,000万、あるいは5,000万、8,000万、幅を設けて特色ある町づくりというものは、私は継続してもらいたいと思っておりますので、次回までにそうした新しい国策としてなされておるものもあるならばそれも列記されまして、例えば今、北野町で実施している支払いにつきまして3分の1程度支給したならば、総額、新久留米で何千万要るのが、そういう試算をひとつ出していただきたいと思っております。

何か北野町のやっておる30万、40万、50万を今の久留米に、新久留米に適用すると1億5,300万程度やいなや聞いておりますが、3分の1にすれば全体で5,000万の話なんです。

どうか広範囲に、そういう時代に即応したやり方だと思いますので、試算されて次の会合にぜひその資料を出してもらいたいと思っております。要請をしております。

議長(江藤守國君) はい、それは事務局の方で用意できますね。

保健福祉部会(長尾) はい。用意いたします。

議長(江藤守國君) はい。

いろいろこれから議論を、この子育て支援・少子化対策についてはやっていく必要があると思っておりますが、今法律もできまして、そして久留米市におきましても9月議会で補正をいただいて、実態調査をして、しっかりした子育て支援対策を今後取り組んでいこうというふうにいたしておりますし、私自身の大きな市政の柱、重要政策の柱として、今後議会の皆さんと協力しながら、これには全力を挙げて取り組んでいかなくちいかんというふう考えております。

そういうことで、新市におきましてはもう充実に努める。今ここに書いておりますが、子育て支援センターとか、いろんな取り組みを今年度からも新規事業で始めております。

そういうことで、第3子以降に支給するということがございますけれども、全体的には、やはり子育て支援は強化していくということで、私自身としては考えておるところでございます。

今日のご質疑でございますので、次回に協議をしていただければありがたいというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

はい、深町委員。

委員(深町英俊君) 先ほどの広報広聴事業についてということで、何か私が差別用語を使ったような気がいたしますので、それは取り消しをお願いいたします。内容的に何かあったようでございますので。

議長(江藤守國君) はい。じゃ事務局の方で議事を整理する際に、そこらあたりは調整をお願いします。

それでは、ほかにございませんですね。

それでは、児童福祉事業の取扱いについては、次回協議をしていただくことにいたします。

続きまして第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについてを議題といたします。

議案について、説明をお願いします。

保健福祉部会(長谷) 高齢者福祉分科会の長谷でございます。

高齢者福祉事業の取扱いについてご提案をさせていただきます。資料の27ページをお願いいたします。

第36号議案

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年11月12日提出

続きまして28ページをお願いいたします。

協定番号 34番

協定項目 高齢者福祉事業の取扱いについてでございます。

調整内容については、大体8項目を掲げさせていただいております。順次説明をしていきたいと思っております。

まず1番の、生きがいデイサービスについてでございますが、具体的な1市4町の取り組みの事業内容は、右の29ページの一番上の方に書いております。対象者、内容、ほぼ一緒で相違ございません。ただ、久留米市が内容の中で入浴がないということでございます。相違しますのは利用回数と料金でございます。一番少ないところで月4回、多いところで月8回。それから利用料金につきまして、大体500円から1,000円というふうな差が出てきております。これは個人負担額でございます。

そういう状況を踏まえまして、28ページの調整内容でございますが、生きがいデイサービスについては、当面現行どおり新市において、現行各町村の基準を調整の上、継続して実施するということでございます。

申し遅れましたが、生きがいデイサービスというのは、日常生活上、介護の必要のないお年寄りの方に対して介護予防とか、あるいは生きがいづくりの場を提供する事業でございます。

それから(2)番目の、生活支援ホームヘルプでございます。資料としては29ページの下欄に書いております。対象者、内容、ほぼ相違ございませんが、田主丸さんの方が相違、介護までであるということでございます。

それから利用回数と料金に差がございまして、大体利用回数が少ないところで月6回まで、多いところで月12回。それから利用料金が、これは時間当たり単価でございまして、200円から230円というふうな開きが出てきております。

こういうことを踏まえまして、調整内容を28ページにまた戻りますが、生活支援ホームヘルプについては、合併までに基準の調整を図り、新市で統一した制度で実施するというものにしております。

(3)番の配食サービスでございます。資料としましては、30ページの上の方に掲げております。

これにつきましては、高齢者の方で自分で食事をつくるのが困難な方に対して食事を配るとような内容でございますが、対象者、年齢的なものにつきましては、各市町ともほぼ相違ございません。ただ、昼間お1人になれるお年寄りがおられますが、そういう昼間独居の方も対象者にしておられるのが北野町さんと三瀧町さんでございます。

それから配食回数でございますが、大体昼と夕食、それから昼1食だけというふうに2つに分かれております。

それから利用日でございますが、月曜日から土曜日までと、それから月曜日から金曜日までというふうに2とおりに分かれております。

値段の方につきましては、これはあくまでも本人の自己負担額でございますが、300円と350円というふうな実施状況になっております。

こういう状況を踏まえまして、28ページの調整案でございますが、配食サービスについては、制度が充実している北野町の例を基本に統一する。ただし、合併年度については現行どおりとする。なお、昼間独居者への個人負担については今後検討するというようにしております。

それから(4)番目の介護用品の支給でございます。事業内容は30ページの下欄に書いております。

具体的な内容につきましては、紙おむつの支給でございます。久留米市以外の4町さん実施されております。ただ、対象者が若干違いまして、介護認定の要支援から介護認定3以上とか、いろいろ対象者にばらつきがあるようでございます。

それから給付額も、月5,000円を限度というところと、月8,000円というふうな限度額を定めたところがございます。限度額もばらつきがございます。

こういうことを踏まえまして、28ページの調整案でございますが、介護用品支給については、当面現行どおりとし、統一化に向け調整を図るということとしております。

それから(5)番目の介護慰労金でございます。資料としては31ページにつけております。

この事業につきましては、一定期間介護保険を利用しなかった人については、料金を支給しようというような事業の内容でございまして、上と下と分かれておりますが、上の方が一応、補助対象の事業費というふうに区分けしてございまして、下の方が単費事業でございまして。

4町さんにつきましては、連合を通じて、広域の連合の方でございまして、大体同じ事業の内容でございまして。それから、久留米市も補助金に、補助事業に上積みをつけまして、年間で12万円までということにしております。

それから介護手当の単独事業でございまして、久留米市と田主丸さんは実施はしていません。それからほかの3町さんにつきましては、一定の要件も違いますし、また月額を支給額も5,000円から2万円というような形での差が出てきております。

調整内容でございまして、28ページに戻りまして、家族介護慰労金については、新市においても継続して実施する。額については4町の額を引き上げ、久留米市の額12万円に統一する。ただし、現在北野町、城島町及び三潴町で実施されています介護手当事業については、当面は現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討するというふうにしております。

次に老人クラブについてでございます。具体的な事業実施状況は、32ページについてあります。上の(6)番の老人クラブでございまして、上段が単位老人クラブの表でございまして。下段が連合会の補助でございまして。

単位老人クラブにつきましても、それぞれ補助のばらつきがございまして、例えばある町では、会員1人当たり年額1万補助しますよというところもありますし、久留米市の場合は人口というか加入者の数で、それぞれ一番低くて64名以下だったら6万5,000円を補助しようというような形で、段階的に補助を行うというような形で行っております。

それから老人クラブ連合会の補助でございまして、これにつきましても、事務局人件費を上乗せで補助をしたり、それから事業に対して補助を行っているというような形でばらつきがございまして、調整内容としましては、28ページに戻りますが、老人クラブについては補助基準に大きな開きがあるため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向けて

調整を図るというふうにしております。

次に(7)番の老人憩いの家でございます。具体的な内容は32ページでございまして、老人憩いの家につきまして、実際に久留米と北野町、城島町さんがございまして、設置基準が久留米市の場合は小学校区に1カ所、それから北野町さん城島町さんにおかれましては町に1カ所設置をされております。

また運営形態につきましても、それぞれ単独とか公民館に併設というような形での設置形態になっております。

それから管理運営方法も、老人クラブに委託とか、それから社協委託とかいうふうな形でのばらつきが見えておりますので、調整案としまして、28ページに戻りまして、老人憩いの家については、設置基準や管理運営形態に差があるため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図ると。

それから最後に、敬老祝金についてでございます。資料としては33ページでございます。33ページに資料をつけておりますが、祝金の支給方法も大きく2つに分かれております。久留米市と城島町さんにつきましては、それぞれ一定の節目で支給するという形での節目支給をされておりますが、ほかの町につきましては、それぞれ一定の年齢以上で各歳ごとに支給されるような形での支給になっております。それから金額についても、ばらつきがあるような状態でございます。

調整内容でございますが、28ページに戻りまして、敬老祝金については、対象者や金額の差が大きいため、当分の間現行どおりとし、新市によって統一に向けて調整を図るというふうにしております。

以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの説明に対しましてご質疑がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(三浦俊明君) 全般に言えることでございますけども、この高齢者についても先ほどから見ても全部現行どおりとするということなんですね。もう9割以上が現行どおりとする。しかもその現行どおりというのが、今現在の、この文章は今現在の現行と思います

けども、前回のお答えでは合併直前の2月4日現在だと、こういう仕組みでございますけども、私はやっぱり合併調整やってるわけでございますから、7割も8割も現行どおりでは住民が非常に不安になると思うんですね。それで、やっぱり5割ぐらいは目標として結論を出していかないといけないんじゃないかなと。もし結論が出せないものは、合併後どういう方向で調整しようとしているのかですね。ただ調整するだけでなく、どういう方向でやっていくとか、そこまで出せないと、我々この協議会の委員としても、何か残念といいますが、役割を果たしてないといいますが、そういう気すらするわけでございます。

それともう一つ、やっぱり現行どおりという定義について私は、前回ああいう2月4日現在と言われたんですけども、検討自身が1市4町の比較が主として1月段階でやられたんじゃないかと思えますね、あの合併法定協に入ったときですから。だからこれを再来年の2月にしますと、各町が抜け駆けをやると思えばできるわけですね。現に昭和30年代の合併のときは、それが非常に抜け駆けが多くて、赤字再建市町村がたくさんできたということも、いろんなことがあるんですけども。

お互いを不信するんじゃなくて、やっぱり現行状態、今のこの制度の現行どおりにして、どうしても16年度とか17年度の、16年度に変えたいときは、それこそ幹事会とかそういうところでお互いに納得してやっていくと、そういうスタンスをぜひとらないと、ちょっとこのままいきますと、現行どおりが多くて、その将来が分からないと。その現行どおりというのは再来年の2月だと言われましても、非常に危惧を持つものでございます。これはぜひ再考をお願いできないかどうか、よろしく願いしたいと思えます。

これは要望でございますけども、何か事務局の意見があればお聞きしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。何か事務局長の方で、何か。回答があればお願いします。

事務局(村上) 現行どおりの定義につきましては、今委員さんの方から整理をされましたように、合併の日の前日という形で整理をさせていただいているところでございます。

現時点での状況を現行と整理すべきではないかというふうなご意見だと思いますが、このいろんな施策につきましては、それぞれの市町において一定のルール化をされている部分があるわけでございます。例えば、何年に1度について、こういう基準で見直しをする、あるいは議会との協議の中で、一定そういった方向性も出てくるものもあるわけござい

ます。

そういったことも考えますと、なかなか現時点の状況のものを「現行どおり」で整理するというのもなかなか難しいのではないかと。そういう中で、先ほど整理させていただいた「現行」というのを整理している状況でございます。

確かに委員さんご指摘のように、その1市4町の基本的には信頼関係がベースになっているというのは、もうおっしゃるとおりでございますけども、今から合併していこうという1市4町でございますから、やっぱり基本的にはそういった1市4町の信頼関係というものを前提に置きながら作業を整理させていただいてるというふうな状況でございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(清水公子君) 田主丸の清水でございます。

4番の介護用品の支給についてなんですが、これは国の補助が75%出ていると思うんですが、どうして久留米市はなさっていないのかなと思ひまして、ちょっと。

議長(江藤守國君) はい。ただいまのご質問に回答をお願いします。

保健福祉部会(長谷) 介護保険事業をする場合に、市民の参加をいただきまして協議会を作りました。支給した場合に久留米市の場合は介護保険料に上乘せになるという形になりまして、これはもう介護保険の上積みになるからやめるという形で、結論から言いますと断念をしたということでございます。あくまでも介護保険料の上積みになるからやめようという形で断念したということでございます。

議長(江藤守國君) はい。じゃ清水委員、どうぞ。

委員(清水公子君) そしたらもう介護保険の支給事業は現行、一応現行どおり、いいえ、当面の、となっておりませんが、久留米市としては、もう久留米に合併しましたら、もうしないというふうなことですかしら。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。

ちょっと回答の方から先に。(「関連でいいですか」と呼ぶ者あり)

関連ですか。はい、どうぞ。

委員(古賀正邦君) 先ほどの説明では、介護保険料に上乘せになると、だからしないと。

そうすると、介護保険については田主丸町は広域連合ですか、そういうのに加入していると。合併したならできれば久留米と一緒にやりたいと。久留米がそういう姿勢であれば、上乘せになるからこれはやめるといことなんでしょうか。

その文言では、統一化に向け調整を図るといことなんでしょうけれども、基本的な姿勢としては、そういう姿勢が貫かれるのかどうかといことです。

議長(江藤守國君) はい。じゃ回答お願いします。

保健福祉部会(長谷) 済みません。これは、やめるとか継続するといような形での結論は出ておりません。ここにも書いていますように、当面現行どおりとし、課題としておりますので、結論はまだ出ておりません。

議長(江藤守國君) はい。よろしゅうございましょうか。

じゃ、どうぞ。

委員(清水公子君) 当面とか当分の間とかいろいろありますけど、私としては、合併後の姿が見たいと思うんですよね。みんな当分の間、当面と、先が分からないような気がして本当に不安でございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにご質疑ございませんでしょうか。

はい。それではこの第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについては、次回第12回協議会で協議することとさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。事務局から何かありましたらお願いします。

事務局(田中) はい。次回の協議会の開催日程及び委員の皆様の管内視察について日程の確認をさせていただきたいと思います。

次回の協議会につきましては、11月22日土曜日14時から、宮ノ陣にございます久留米ビジネスパーク内の久留米ビジネスプラザのアルカディアホールにて開催をさせていただきたいと思います。

また、委員の皆様の管内の施設視察でございますが、これにつきましては11月17日月曜日9時から17時までで予定させていただいております。9時に久留米市の市庁舎の2階のくるみホールにご集合いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。今、次回協議会の日程、それから管内視察のスケジュールがございました。ぜひ皆さん方のご参加のほどをよろしく願います。

それでは、ほかに委員の皆さんから何かございましたら願います。

それでは、これをもちまして久留米広域合併協議会第11回会議を終了させていただきます。長時間の熱心なご協議、まことにありがとうございました。(拍手)

(午後5時11分 閉会)

久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤守國

委員 今村信義

委員 清水公子